



トラック広報



トピックス

- 人材確保・労働環境改善セミナー
- 整備管理者研修
- 年末の交通安全県民運動
- 第2回運行管理者試験
- 助成事業の申請期限のお知らせ

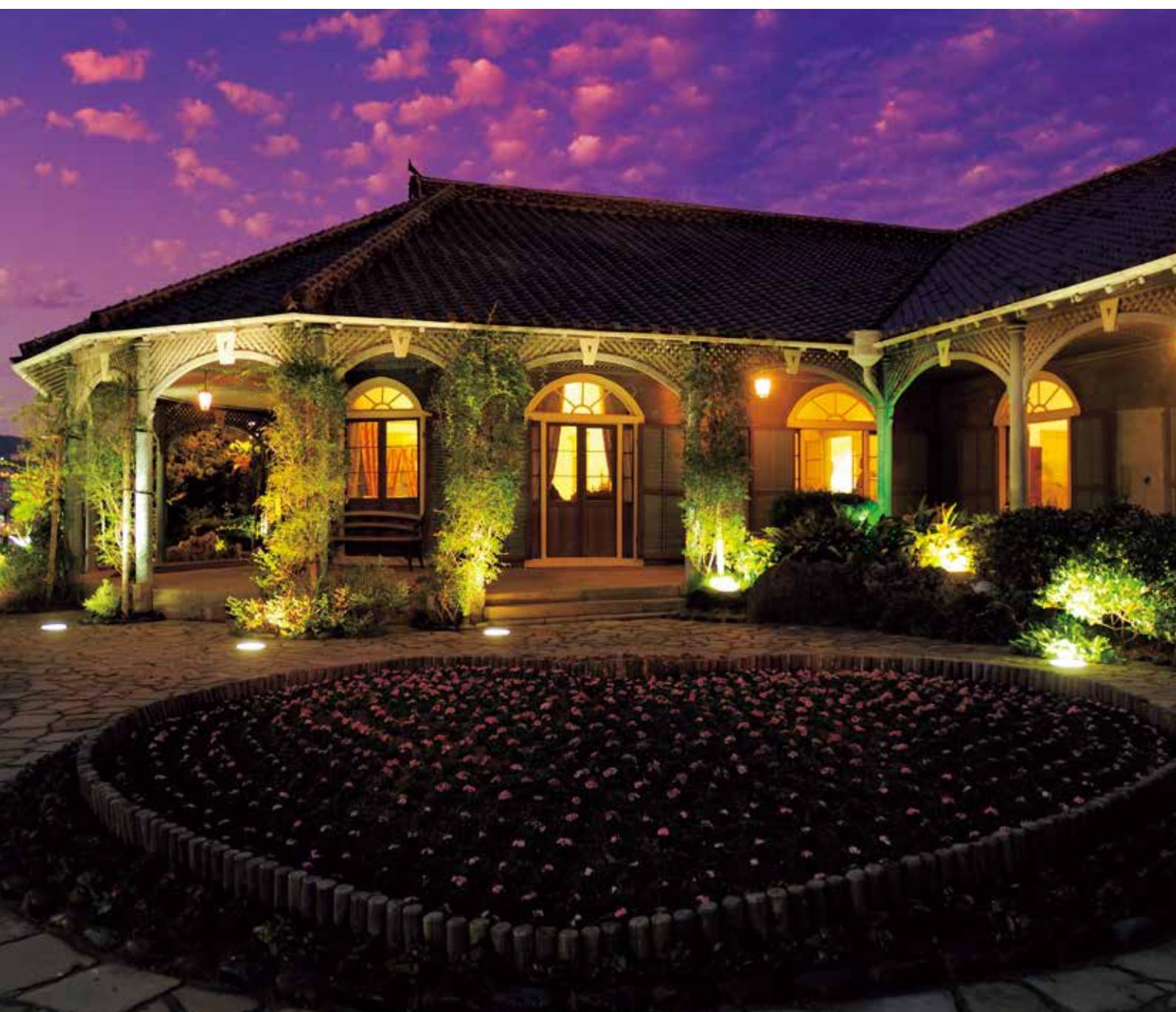
(公社)長崎県 トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



目次

12

2025

1.	トラック運送事業者のための人材確保・労働環境改善セミナー開催のお知らせ	1
2.	「トラック物流2024年問題」に関するオンライン説明会	2
3.	九州運輸局 令和7年度(下期)運輸防災セミナー(雪害対策)開催のお知らせ	4
4.	特殊車両通行許可制度を活用している皆様へ	6
5.	長崎労働局長からの要請について	12
6.	整備管理者研修の実施について	14
7.	令和7年年末の交通安全県民運動について	17
8.	令和7年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について	21
9.	令和7年度第2回運行管理者試験のご案内	27
10.	運行管理者試験事前研修のご案内	29
11.	行政だより	
○	農林水産省補助事業「令和6年度持続可能な食品等流通緊急対策事業」アンケート調査へのご協力のお願い	30
○	違法な「白トラ」への規制が来年4月1日から強化されます	31
○	デジタルアメダスアプリ～気象庁～	33
12.	全ト協だより	
○	近代化基金融資貸出金利の変更について	34
○	トラック運送業界の景況感（7月～9月期）	35
○	軽油価格の調査結果（9月分）	38
13.	事故対だより	
○	運行管理者特別講習の開催について	39
14.	国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	41
15.	協会だより	
○	令和7年度安全性優良事業所表彰について	43
○	運転記録証明を活用した優秀安全運転事業所表彰について	44
○	令和7年度運輸業界合同企業説明会について	45
○	NCC長崎文化放送「トコハピ・カーニバル」はたらくトラック体験コーナー出展について	46
○	令和7年度各助成事業の申請期限のお知らせ	47
○	令和7年度助成事業について	48
○	適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	50
16.	ドライバー体験記～後退事故～	53
17.	陸災防だより	
○	陸運業の安全衛生管理実務担当者研修の開催状況について	54
○	技能講習のお知らせ	55
○	陸運と安全衛生	56
18.	交通共済コーナー	
○	交通共済加入のおすすめ	61
19.	諫早T・Sのご案内	63

表紙写真：グラバー園 長崎県長崎市南山手町8-1

長崎港の大パノラマを見下ろす南山手の丘に位置し、異国情緒あふれる長崎屈指の人気観光スポットです。

国指定重要文化財の旧グラバー住宅・旧リンガー住宅・旧オルト住宅をメインに、市内に点在していた6つの明治期の洋館を移築し復元しています。居留地時代の面影を残す石畳や石段が、歴史や文化の香りを一層引き立てています。園内各所が花々で彩られており、いつどこを切り取っても絵になる空間ばかりです。

※夜間開園期間あり（詳細は公式Webサイトをご確認ください）

トラック運送事業者のための 人材確保・労働環境改善セミナー開催のお知らせ

2024年問題を契機に、物流業界ではドライバー不足や高齢化、長時間労働の是正といった構造的課題が一層深刻さを増しており、場当たり的な人材採用では、もはや人材の確保や定着は困難であり、抜本的な見直しが求められています。こうした状況に対応するため、待遇の見直し、柔軟な勤務体制の導入、現場と経営層の連携強化といった実効性のある施策について理解を深め、自社に応じた実践への手がかりを得ていただくことを目的に、標記セミナーを下記のとおり開催いたします。

ご多用の折とは存じますが、是非ともご参加いただきますようご案内いたします。

セミナー概要

1. 日時 令和8年1月26日（月）13：30～15：30（受付 13：00～）
2. 場所 長崎県トラック協会研修会館（長崎県トラック協会本部）
長崎市松原町 2651-3 TEL095-838-2281
3. 講師 株式会社 コヤマ経営 代表取締役 小山 雅敬 様
4. 講座
- (1) 運転者人材等の採用
 - ・人材採用に向けた準備
 - ・効果的な求人（SNS活用、紹介、WEB求人サイト活用など）
 - ・運転者人材採用の成功事例
 - ・新卒者、女性、高齢者、自衛隊、外国人等の雇用促進
 - (2) 人材が定着するための労働環境の整備
 - ・運転者の賃金引上げ、賃金体系の見直し
 - ・人材定着のための成功事例
 - (3) 人材確保・定着、働き方改革等に対する助成金
 - (4) 人材採用、定着、法令活用におけるAI活用
5. 対象者 経営者、人事管理者等
6. 受講料 無料
7. 定員 50名（先着順受付。定員になり次第締め切ります）
8. 申込方法 下記の参加申込書をご記入の上、令和8年1月7日(水)までにFAXにてお申し込み下さい。
9. 主催 (公社)全日本トラック協会・(公社)長崎県トラック協会（共催）

（公社）長崎県トラック協会 行（FAX095-839-8508）

参加申込書

会社名：				
TEL：			FAX：	
参加者名①	所属・役職		氏名	
参加者名②	所属・役職		氏名	



国土交通省 からのお知らせ

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第29回】開催

次回開催日時：令和7年12月24日(水)

10:00～,15:00～(午前・午後の同日 2回開催)

事前アンケートを実施しています

【主な質問】（荷主に対して） トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
 （トラック事業者に対して） 今収受している運賃は標準的運賃の何割？
 ※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！

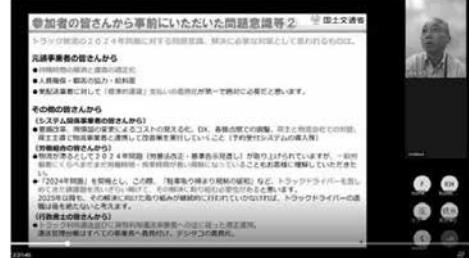
直接参加用
二次元バーコード

これまで約 9,700 人が視聴しています。 (令和5年8月1日から毎月1回実施)

(ご提供している情報（一部）)

- ① 参加者に対して実施した事前アンケート結果共有
- ② 最近のトピック（各省報道発表資料より）
- ③ 関係者の問題意識共有
- ④ 改正物流法関係 質疑応答
- ⑤ トラック事業者・荷主・その他関係者からの事例紹介

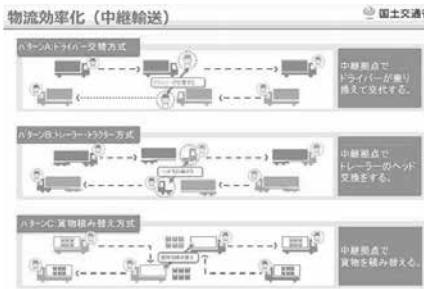
運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！



法改正の内容を詳しく説明

標準的運賃、運賃交渉情報提供

物流効率化参考情報提供



トラック運送事業者のほか、荷主・倉庫業者等を含む多くが参加のうえ評価！

(参加者コメント(一部))

トラック事業者 法改正のポイントは自身で探しに行く必要があるが、要約され説明される事で理解がしやすい。

倉庫業者 登壇者説明後の主催者とのディスカッションは興味深くお聞きした。

発着荷主事業者 トラック乗務員の業務範囲が理解できたため今後の運送会社との契約に反映させてもらいます。

物流課題への具体的な取り組みが把握でき、これからリスクに対し、どう対処していくかなければいけないかの方向性が見えてくる。

【Gメンからのお願い】 荷主等に関するお困りごとは、是非目安箱に投稿してください。

(例) “いつも荷待ちをさせられる”, “こんな作業までさせられている”, “運賃交渉に応じない”



それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となるおそれのある荷主・元請運送事業者の以下のような行為です。

恒常に長い荷待ち時間 無理な到着時間の設定 過積載になるような依頼



⇒過労運転防止義務違反
を招くおそれ

⇒最高速度違反を招く
おそれ

⇒過積載運行を招く
おそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

運賃・料金の不当な据置き

(例) 運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じないなど

運賃・料金の不当な据置きの例

- 単価見直しの相談をしてまぬのつぶてで話を聞こうともしない。
- 荷主の担当部長に相談に行くと「不躾だ、まず一席もうけるべきだろ」と言われ断られた。
- 荷主の物流子会社の担当に運賃改定交渉を申し込むと「予算があるから」と即断られた。

※内閣官房、公正取引委員会が連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を示しており、指針に従わず公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していくと宣言しています。



依頼にない附帯業務

(例) 契約にない以下の業務を行わせ、料金を支払わない

付帯業務の例

- 倉庫内の棚に貨物を入れる。
- 運送終了後の貨物を方面別等に分ける。
- 貨物に値札などのラベルを貼る。
- 積み下ろし場所から貨物を移動させる。



異常気象時の運行指示

(例) 気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

異常気象時の運行指示の例

大雪警報や台風による警報が出ているのに運行を指示され、結果異常気象により輸送を継続できず、荷主から違約金を請求されるなどという例も。これは当然違反原因行為です。



該当する事実があれば、改善の必要があります。

(トラックGメンの指摘後は、改善計画の策定・提出が必要です。その前に行動を。)

【お問い合わせ先】

国土交通省 九州運輸局 自動車交通部 貨物課 092-472-2528

福岡運輸支局 092-673-1191 (ガイダンス1)	佐賀運輸支局 0952-30-7271 (ガイダンス1)
長崎運輸支局 095-839-4747 (ガイダンス2)	熊本運輸支局 096-369-3155 (ガイダンス3)
大分運輸支局 097-558-2107 (ガイダンス3)	宮崎運輸支局 0985-51-3952 (ガイダンス2)
鹿児島運輸支局 099-261-9192 (ガイダンス3)	



九州運輸局 令和7年度（下期） 運輸防災セミナー（雪害対策）開催のお知らせ

1. 開催日時

令和7年12月12日（金）14:00～16:15

2. 方式及び開催場所

WEB及び対面のハイブリッド方式 《参加無料》

(定員)

対面：20名 WEB：100名※WEB使用システム、Microsoft teams

対面開催場所 九州運輸局 10階中会議室

（福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号 福岡合同庁舎新館）

3. 主 催

国土交通省 九州運輸局

4. 趣旨・目的

近年、大雪による輸送の障害などが増えていることから、運輸事業者等においては雪害に対する防災力を更に高め、輸送の安全確保及び事業継続に繋げていくことが重要です。下期では雪害対策等に対する運輸事業者の対応力向上に資することを目的に行います。



※本セミナーでは、防災・減災に関する事を幅広く取り上げておりますので、運輸事業者の皆さんのみならず、地方公共団体業等の皆様もぜひご参加ください。



5. 内 容 《テーマ：雪害対策》

14:00～14:30 大雪に関する防災気象情報

福岡管区気象台 気象防災部 地域防災推進課
リスクコミュニケーション推進官 後藤 浩文 様

14:30～14:50 今冬の道路交通確保対策について

九州地方整備局 道路部
道路管理課 課長補佐 清原 洋二 様

14:50～15:10 西日本高速道路における雪対策の取り組み

西日本高速道路株式会社(NEXCO西日本) 九州支社
保全サービス統括課 課長代理 石井 靖洋 様
(休憩 5分)

15:15～15:25 運輸事業における降雪・積雪時の安全確保について

九州運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課
自動車事故調査分析官 浦上 敬一

15:25～16:05 運輸防災マネジメントについて

九州運輸局 総務部
安全防災・危機管理課 主査 藤田 泰稔

16:05～16:15 質疑応答

※プログラム終了時に簡単なアンケートを用意しておりますのでご協力お願いします。

お申込みについて

受付期間：令和7年11月7日（金）～12月5日（金）

※申込みが定員に達し次第、締め切らせて頂きます。

○「運輸防災セミナー(下期)」の概要については下記URLよりご確認ください。

URL: https://www.mlit.go.jp/unyuuanzen/unyu_bousai.html



○お申込みについては下記URL又は二次元バーコードにて受付いたします。

URL: <https://reg23.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=rh-qarc-7ce58a708e6a3b116fe50e1bb5f48bf9>

お問合せ先

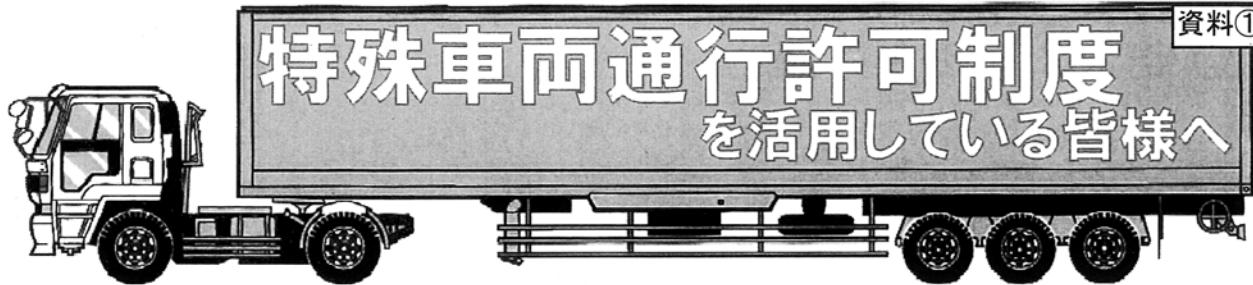
(申し込みについて)

国土交通省 大臣官房 代表 03-5253-8111 (カッコ内は内線番号)

運輸安全防災 澤村 (25616)、野村 (25617)、西村 (25618)、船木 (25619)

(運輸防災セミナーについて)

九州運輸局 総務部 安全防災・危機管理課 092-472-2318 (担当: 秋山、小野)



(※1)

確認制度への移行をご検討ください

「確認制度」には「許可制度」にはない様々なメリットがあります

早い 即日通行が可能です

自動化経路 拡大中

- ・特殊車両の利用の多い経路のみの申請は、即日で結果が出ます
- ・許可制度（許可を得るまでに平均1か月程度必要です）を活用している方の約3割は、確認制度を使えば即日通行が可能です

割安 利用回数の多い車両には割安です

- ・車両を一旦登録※2すれば、5年間にわたり更新不要です
- ・利用の多い車両は、都度申請をする許可制度より割安になります※3

確実 通行可能ルートから自由に選べます

- ・通行可能な全ルートを提示できます※4ので、当日最も早く到着するルートを選べます
- ・当日の渋滞や事故を避けつつ、安全で快適に遵法走行できます

※1：特殊車両通行確認制度は令和4年度に導入したETC2.0装着車向けサービスです

※2：車両登録料は5000円で5年間有効です

※3：同じ車両、同一県内で15経路の往復申請をする場合、車両登録手数料を含めても、10年で16000円割安になります（許可期間2年と比較した場合）

※4：大型車誘導区間、重要物流道路に指定された道路に限ります

確認制度の紹介動画
はこちらへ



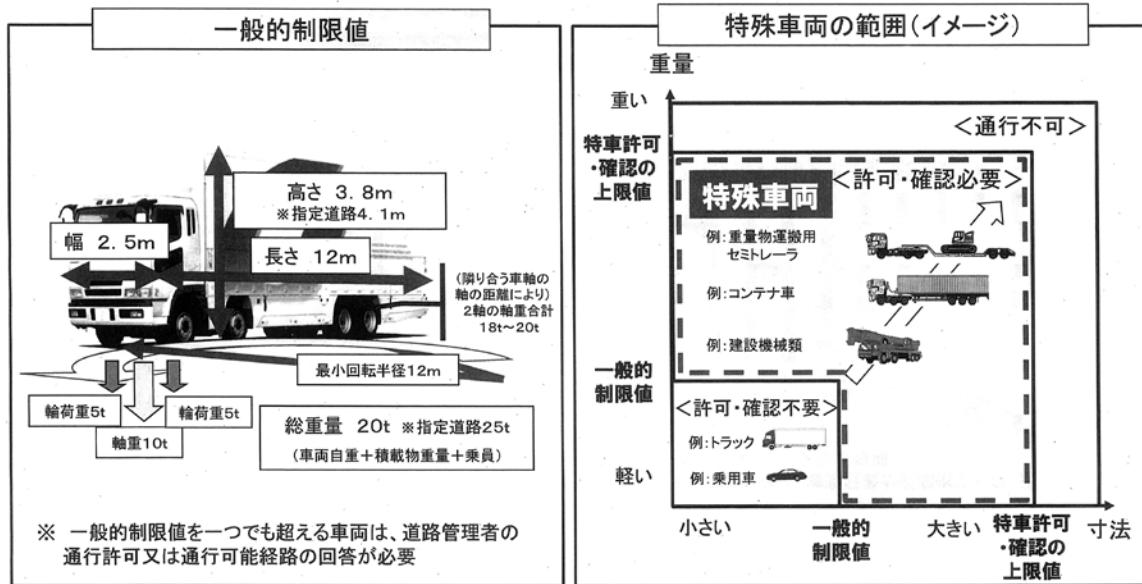
確認制度の操作説明
動画はこちらへ



特殊車両通行制度について

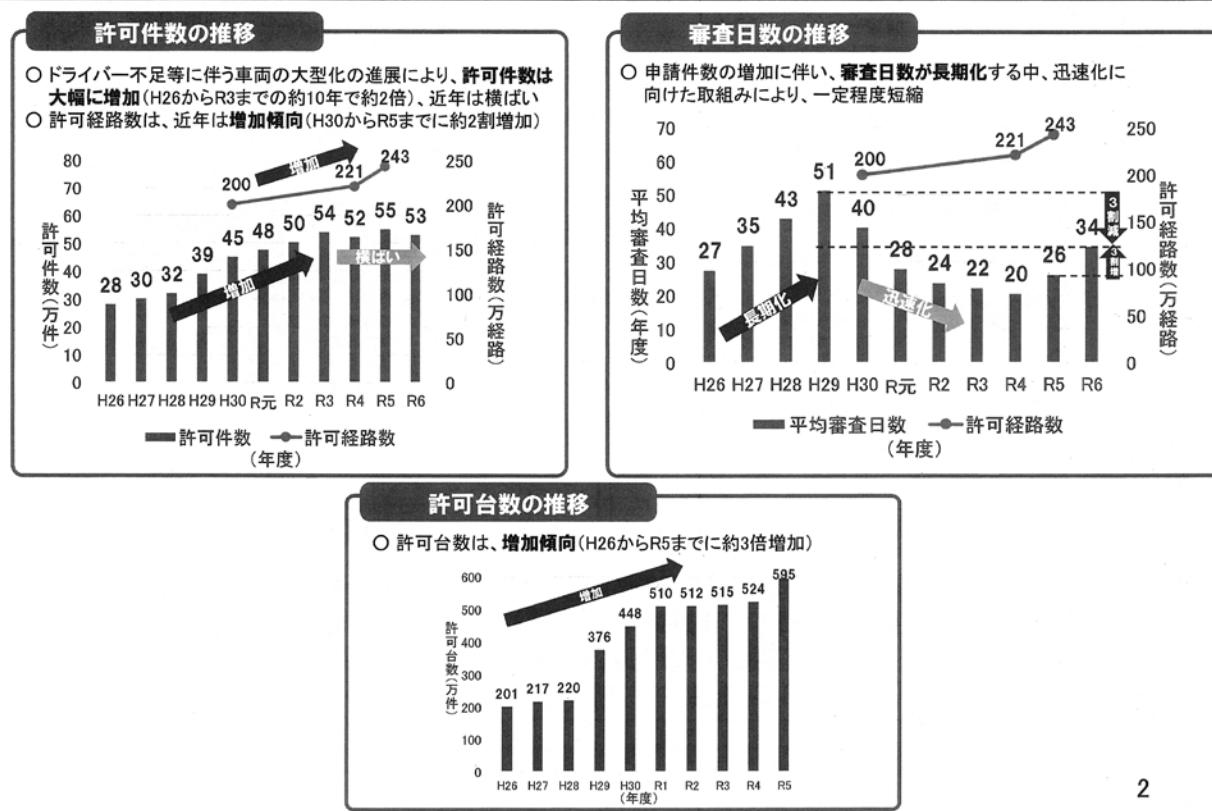
資料②

- 一定の重量・寸法(一般的制限値)を超える車両について、道路を通行させる場合、道路法に基づき、通行の許可又は通行可能経路の確認を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行を許可又は通行可能経路を回答



1

特殊車両通行許可の審査日数・件数について

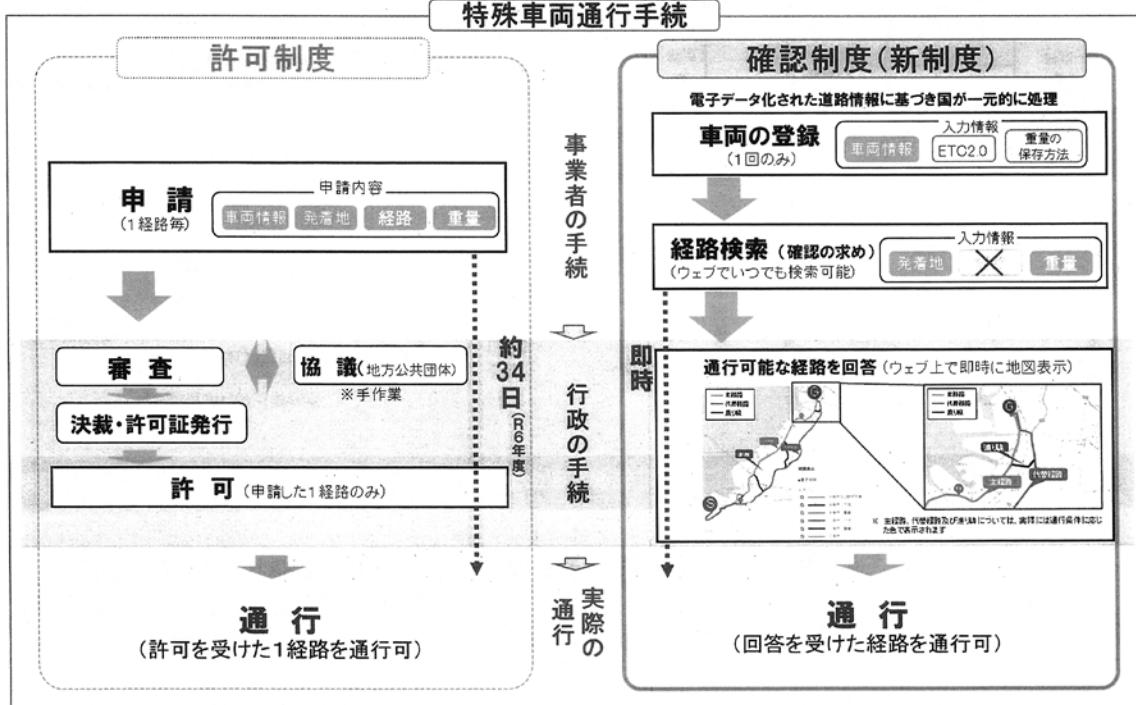


2

特殊車両通行手続きについて



デジタル化の推進による新たな特殊車両通行確認制度の導入(令和4年4月1日から運用)

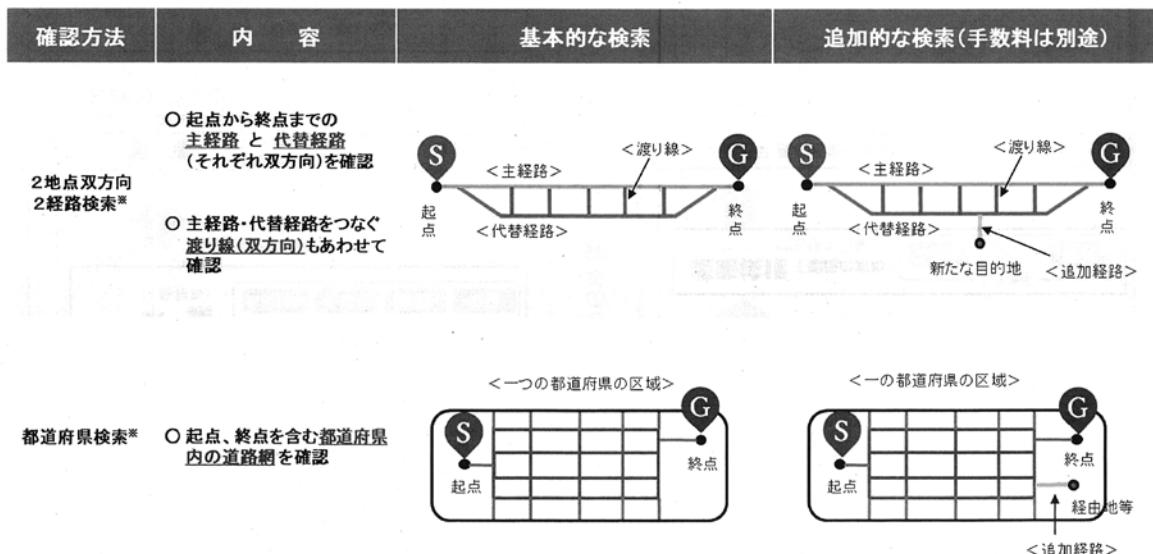


3

特殊車両通行確認制度の概要 -経路検索方法について-



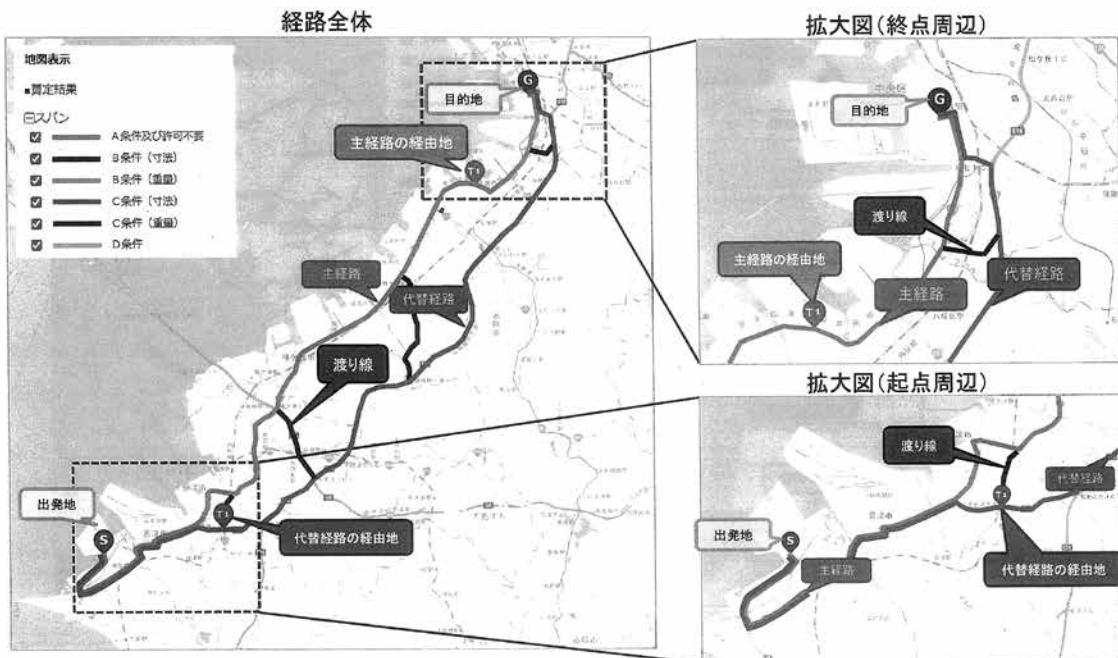
- 通行可能経路の確認方法は、①2地点双方向2経路検索 と ②都道府県検索 があり、利用者の通行形態に応じて選択が可能です。
- 一度確認した通行可能経路に追加して、経路を確認することも可能です。



* いずれも一年間有効とし、中間部分(ラストマイル以外)は、主要道路(重要物流道路・大型車誘導区間)を確認

4

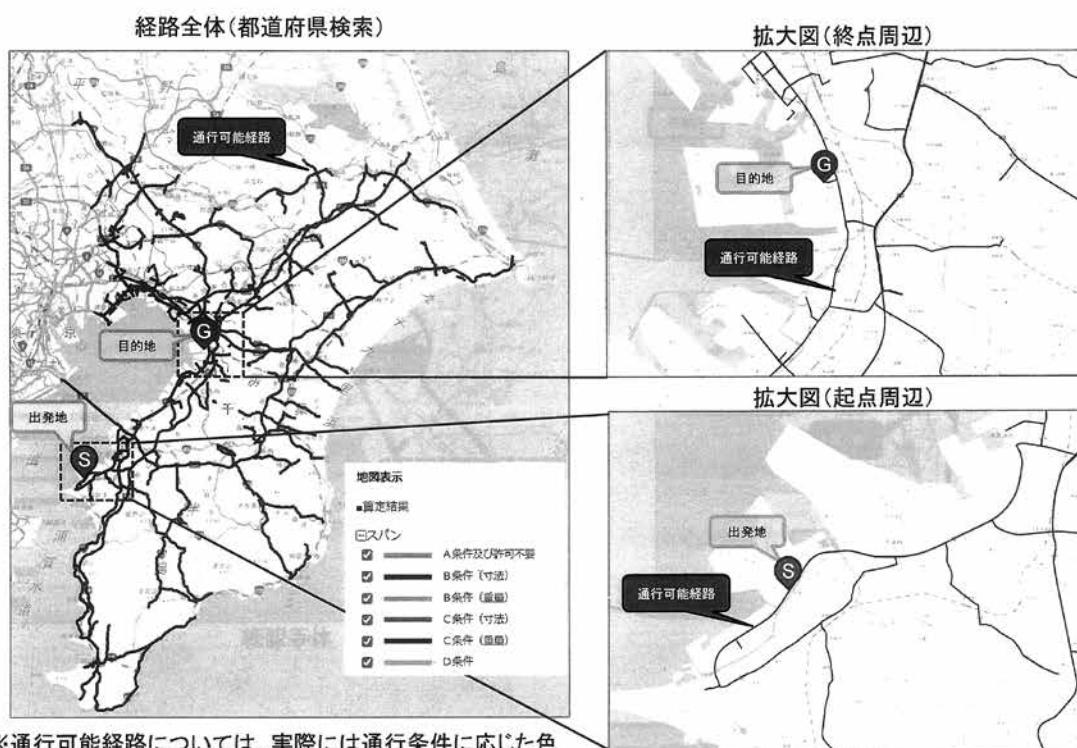
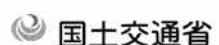
検索後の通行可能経路の例(2地点双方向2経路検索)



※主経路、代替経路及び渡り線については、実際には通行条件に応じた色で表示されます

5

検索後の通行可能経路の例(都道府県検索)



※通行可能経路については、実際には通行条件に応じた色で表示されます

6

特殊車両通行確認制度の概要 -手数料について-**車両登録の手数料**

単車トラックまたはトラクタの車両登録申請1件(1台)につき 5,000円 (5年間有効)
トレーラの車両登録に関しては、手数料は無料で有効期限なし

経路確認の手数料**■2地点双方向2経路検索**

確認1件につき 2地点双方向2経路検索 : 600円(1年間有効)

※2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認。

■都道府県検索

確認1件につき 400円 (1都道府県あたり)

※都道府県内の主要道路すべてを一括して検索・確認。

※複数都道府県を確認する場合、5県目からは300円/県、15県目からは200円/県

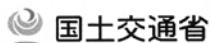
(主要道路=重要物流道路・大型車誘導区間)

■経路追加【一度確認した経路に追加して経路を確認する】

確認1件につき 100円 (経路延長10kmまで)

※延長が10kmを超える場合は、10kmごとに100円

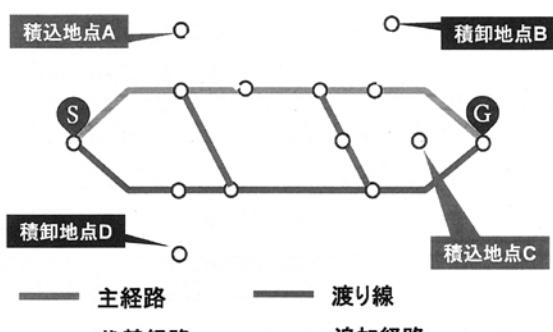
(目的地や経由地の追加などで利用)

ユースケース

○ 特車通行確認制度の特徴をうまく活用することで、お安く通行可能経路が取得出来たり、スポット的な依頼や急な依頼への対応が可能となります。

■固定ルートで途中に積込・積卸地点が多い

→ 主要な積込・積卸地点を2地点双方向2経路検索で設定し、それ以外積込・積卸地点を追加経路で設定

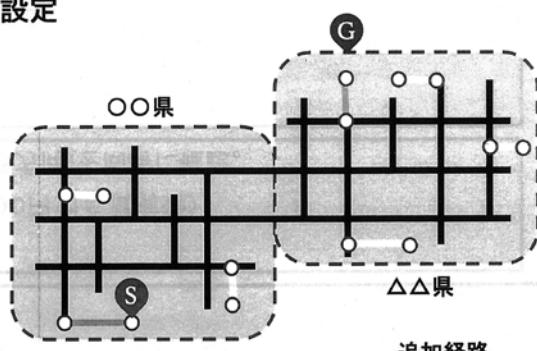


取得済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、安価に通行可能経路を取得

走行する都道府県の数によっては、都道府県検索の場合が安くなる場合があります。

■スポット的な依頼、急な依頼が多い

→ 最大積載量で都道府県検索で経路取得しておき、依頼の都度、追加経路で積込・積卸地点を設定



急な依頼でも都道府県検索で面的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

最大積載量で経路を取得した場合、実際の積載量で通行可能な経路が取得できない場合があります

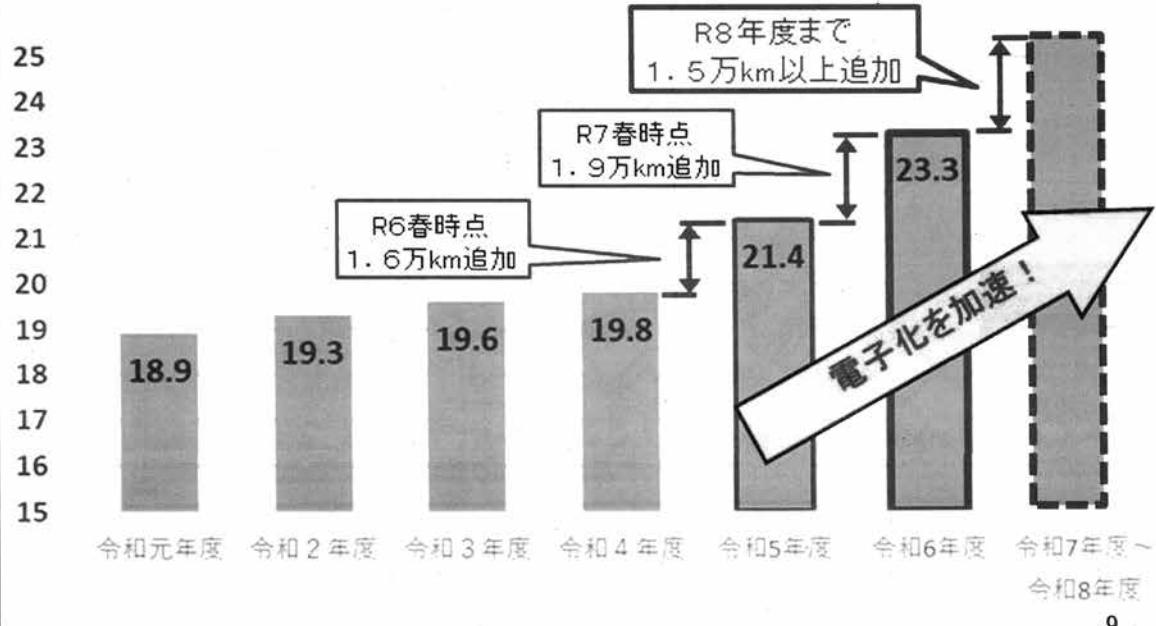
道路情報便覧の収録状況



○令和4年度以降、約4万kmを追加収録済み。更に追加収録予定。

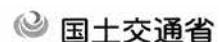
単位：万km

道路情報便覧収録状況

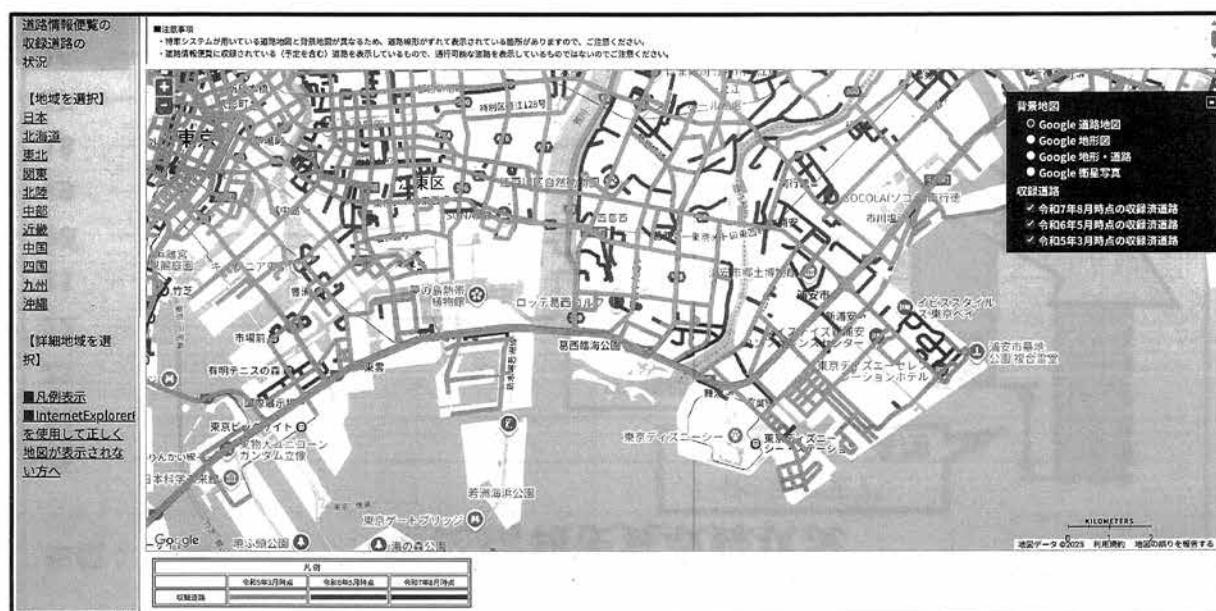


9

道路情報便覧の収録状況の公開(収録道路見える化マップ)



○道路情報の電子化の進捗状況がわかる「収録道路見える化マップ」をHPで公開(令和7年1月16日)。



https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/road_history_map/index.html

10

長崎労働局長からの要請について

—長時間労働削減を始めとする
働き方の見直しに向けた取組に関する要請書—

令和7年11月12日

公益社団法人長崎県トラック協会

会長 馬場邦彦 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされており、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定）では、過労死等防止対策の数値目標として、週労働時間40時間以上の雇用者のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする（令和10年まで）、年次有給休暇の取得率を70%以上とする（令和10年まで）等が掲げられています。

こうした中で、過労死等の労災支給決定件数は近年増加傾向にあり、また、令和6年4月からは、建設の事業、自動車運転の業務、医師等についても、時間外労働の上限規制が適用されています。

このようなことから、厚生労働省としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、貴団体の会員等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

- 1 労働時間を適切に管理することに加え、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図ることで時間外労働の削減に取り組むとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

(具体的な取組例)

- ・経営トップによるメッセージの発信
- ・勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度等の導入
- ・ノー残業デーの設定
- ・年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇） 等

2 令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用された建設の事業、自動車運転の業務については、長時間労働の背景として、取引慣行上の課題が挙げられることから、

- (1) 建設工事の発注者となる場合には、4週8休を確保することに配慮した適正な工期設定となるよう考慮すること
- (2) 荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等を行っていただくこと

(具体的な取組例)

- ・入庫時刻の予約など荷物の積み下ろしに関する予約受付システムの導入
- ・パレット等の活用
- ・十分な納品リードタイムの確保
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定 等

3 自社の働き方改革等により、取引先中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しづ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと
また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと

4 令和5年4月1日からの、中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げへの対応も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

長崎労働局長
倉 永 圭 介

整備管理者選任前研修及び定期研修の実施について

九運長分第501号

令和7年9月29日

公益社団法人 長崎県トラック協会会長 殿

九州運輸局

長崎運輸支局長

令和7年度整備管理者選任前研修及び整備管理者定期研修の実施について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記研修を別紙計画表のとおり実施しますので、関係事業者に対する通知並びに本研修についてご協力をお願いします。

1. 研修日時及び場所

(1) 選任前研修

期日・時間	開催地	場所(会場)
【午前の部】 令和8年1月20日(火) 受付 9時00分～9時25分 研修 9時30分～12時00分	長崎市 定員40名	(公社)長崎県トラック協会 長崎市松原町2651-3
【午後の部】 令和8年1月20日(火) 受付 13時30分～13時55分 研修 14時00分～16時30分	長崎市 定員40名	(公社)長崎県トラック協会 長崎市松原町2651-3
令和8年2月6日(金) 受付 11時30分～11時55分 研修 12時00分～14時30分	五島市 定員60名	五島市立図書館 五島市木場町450-1

(2) 定期研修

期日・時間	開催地	場所（会場）
令和7年12月9日(火) 受付 13時00分～13時55分 研修 14時00分～16時30分	諫早市 定員200名	諫早市 小野ふれあい会館 諫早市黒崎町185-1
令和8年1月27日(火) 受付 13時00分～13時55分 研修 14時00分～16時30分	佐世保市 定員180名	アルカス SASEBO 長崎県佐世保市三浦町 2-3
令和8年1月30日(金) 受付 13時00分～13時55分 研修 14時00分～16時30分	諫早市 定員200名	諫早市 中央公民館※ 諫早市東小路町 8-5
令和8年2月6日(金) 受付 11時30分～11時55分 研修 12時00分～14時00分	五島市 定員60名	五島市立図書館 五島市木場町450-1
令和8年2月24日(火) 受付 13時00分～13時55分 研修 14時00分～16時30分	諫早市 定員200名	諫早市 中央公民館※ 諫早市東小路町 8-5

※諫早市中央公民館の駐車場は駐車可能台数に限りがありますので、公共交通機関でご来館いただくか、近隣の有料駐車場をご利用ください。

2 受講申込方法

【選任前研修】

- 九州運輸局 HPにおいて予約システム (<https://seminar-reservation.jp/seminar>) による申込受付を行います。必ず申込期間内にお申込みください。
- 研修当日は本人確認ができる顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）をご持参ください。

※申込期間：・令和8年1月20日(火)開催分…令和7年11月25日(火)～令和7年12月12日(金)
・令和8年2月6日(金)開催分…令和7年12月14日(日)～令和8年1月23日(金)

【定期研修】

- 長崎県トラック協会 (FAX095-839-8508) まで別紙の申込書にて必ず期限内にお申込みください。
申込みの無い方の受講はお断りいたします。(当日、申込者を変更して受講することもできません。)
また、送付された申込書に対する受理の連絡はいたしません。
 - 定員数に達した時点で申込みの受付を終了します。
- ※申込締切：・令和7年12月9日(火)開催分…11月28日(金)まで
 ・令和8年1月27日(火)・1月30日(金)開催分…1月16日(金)まで
 ・令和8年2月6日(金)開催分…1月23日(金)まで
 ・令和8年2月24日(火)開催分…1月28日(水)まで

3 お問い合わせ先

【選任前研修】長崎運輸支局 整備部門 TEL 095-839-4749

【定期研修】長崎県トラック協会 業務課 TEL 095-838-2281

【定期】

令和7年度整備管理者定期研修申込書

会社名			
申込責任者			
連絡先	住所		
	電話 ()	—	
	FAX ()	—	

受講希望日 月　日	(ふりがな) 受講者氏名	現在の職名 (○印をする)	手帳 (○印をする)
		1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
		1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
		1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
		1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無
		1 整備管理者 2 補助者 3 その他	有 無

※ ご提出いただいた個人情報については、整備管理者定期研修にかかる業務以外に使用致しません。

《送付先》長崎県トラック協会 FAX：095-839-8508

【申込締切日】

- ・12月9日(火)開催分…11月28日(金)まで
- ・1月27日(火)・1月30日(金)開催分…1月16日(金)まで
- ・2月6日(金)開催分…1月23日(金)まで
- ・2月24日(火)開催分…1月28日(水)まで

令和7年 年末の 交通安全県民運動

実施要綱

実施
期間

12月15日(月)▶12月24日(水)

スローガン 飲む前に 車じゃないよね？ 再確認



交通安全啓発図画コンクール最優秀作品（令和6年度知事賞）

佐世保市立大野中学校1年（当時） 松井 陽菜さんの作品

重
点

- ▶飲酒運転などの悪質危険な運転の根絶
- ▶歩行者の安全な道路横断方法の実践と反射材の着用促進
- ▶高齢運転者の交通事故防止

◎特別広報：「横断歩道「止まらんば運動」」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進



主唱 長崎県交通安全推進県民協議会

運動の目的

本運動は、県民一人一人に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、県民全体で交通事故防止に取り組むことを目的とします。

重点①**飲酒運転などの悪質危険な運転の根絶**

飲酒運転やあおり運転などの悪質性・危険性を呼び掛け、悪質・危険な運転を「しない・させない・許さない」という意識の確立を図るため、次の事項を推進します。

運転者

- 飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす大変危険な行為です。飲酒の影響による一瞬の判断ミスが、大切な命を奪い、人生を大きく狂わせてしまう可能性があります。

「少しだけなら大丈夫」「酔いは醒めたつもりだった」その油断が取り返しのつかない結果につながることがあります。
飲酒運転は犯罪であることを自覚して、「絶対にしない」という強い意志を持ちましょう。



- 車両を運転するときは、心に余裕を持って運転に集中し、イライラして他人を威嚇するような妨害運転（「あおり運転」）や、スマートフォンを操作するなどの危険な「ながら運転」は絶対にやめましょう。

家庭・学校・地域・職場

- 日頃から、飲酒運転や妨害運転などの悪質性や危険性を話題にして、悪質危険な運転を絶対に許さない環境作りに努めましょう。
- 飲酒運転をしない・させないための検討会の開催、運転開始前・終了後のアルコールチェックによる確認など、飲酒運転を未然に防止する環境を整備し、飲酒運転の根絶に取り組みましょう。

関係機関・団体

- ハンドルキーパー運動は、自動車で仲間と飲食店などへ行き飲酒する場合、あらかじめ飲酒しない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けるというものです。
- 「ハンドルキーパー運動」を推進し、運転者への「酒類提供・車両提供の禁止」や「飲酒運転車両への同乗禁止」を呼び掛けましょう。

飲酒運転の危険性

アルコールは麻痺作用があり、脳の動きを麻痺させるため、飲酒時には安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になります。飲酒運転の死亡事故率は、飲酒なしの約7.4倍であり、死亡事故につながる危険性が極めて高くなっています。（令和6年・警察庁資料）

重点② 歩行者の安全な道路横断方法の実践と反射材の着用促進

横断歩道は歩行者が優先ですが、横断しようとする歩行者がいても停止しない車両が見られるなど、運転者の歩行者保護意識が高いとは言えません。

また、歩行者はきちんと横断歩道を利用したり反射材を着用したりするなど、自分の身を守る行動をとることが重要です。

運転者の歩行者保護意識と歩行者の自分の身を守るという意識の向上を図るために、次の事項を推進します。

歩行者



- 道路を横断するときは近くの横断歩道を利用し、運転者に「手のひら」を示して横断の意思表示をしましょう。
- 道路を横断するときは、必ず左右の安全確認をしてから横断を開始しましょう。
- 歩行者の横断が禁止されている場所では横断しないなど歩行者に関するルールを守りましょう。
- 横断が禁止されている場所以外でも、交通量が多い道路、カーブで先の見通しが悪い場所、夜間の暗い場所などでは、横断しないようにしましょう。
- 早朝・夕暮れ時・夜間に外出するときは、明るい目立つ服装を心掛け反射材を着用するなど、自分の身を守りましょう。

運転者

- 横断歩道手前の路面に標示された「ダイヤマーク」は、その先に横断歩道があることを知らせる予告標示です。この標示がある場所では、横断歩道を渡ろうとする歩行者の有無を確認し、歩行者がいるときは必ず歩行者に道を譲るなど、歩行者優先の意識を持ちましょう。
- 夕暮れ時は早めのライト点灯を行い、夜間はライトの上向き下向きのこまめな切り替えを徹底し、歩行者の早期発見に努めましょう。

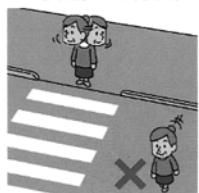


家庭・学校・地域・職場・関係機関等

- 子どもや高齢者が多く通行する地域では、交差点などでの歩行者の保護・誘導活動を徹底し、安全な通行を確保しましょう。
- 子どもや高齢者に対する、参加・体験・実践型の交通安全教室や、高齢者宅訪問活動などによる交通安全指導を推進しましょう。
- 夜間外出時には、反射材を着用したり明るい目立つ服装にしたりするなど、自分の身を守る行動を呼び掛けましょう。

◆歩行者のルール…横断が禁止されている場所等◆

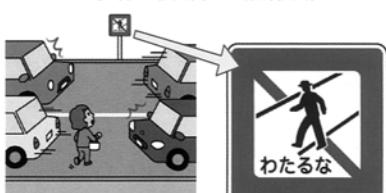
●横断歩道外横断



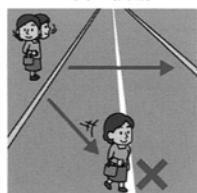
●車両の直前直後横断



●歩行者横断禁止場所横断



●斜め横断



重点③ 高齢運転者の交通事故防止

社会全体の高齢化に伴い、運転免許人口に占める高齢者の割合や、交通事故件数全体に占める高齢運転者の割合は年々増加しています。

高齢運転者による交通事故の発生を未然に防止するため、次の事項を推進します。

高齢運転者



- 日頃から自分の運転を振り返り、客観的に見て危険な運転をしていないか確認するよう心掛けましょう。
- 身体機能の変化を自覚して、ゆとりを持った運転に努めましょう。
- 自分の身体機能・環境に合わせ、「近所だけ運転する」「暗くなったら運転しない」など、自分自身の運転ルールを設定しましょう。
- 身近で開催される安全運転講習会などに参加して、安全運転に関する意識を高めましょう。
- 安全運転サポート車（サポカー）の購入や後付けの踏み間違い防止装置の取付けなどを検討しましょう。
- 70歳以上の高齢運転者は、車の前と後ろに高齢者マークをつけるよう努めましょう。
- 自分の運転に不安を感じたら、家族や安全運転相談窓口（安全運転相談ダイヤル「#8080J」）に相談するなどして、運転免許証の自主返納も検討しましょう。

家庭・地域・職場

- 親族、近所、職場等で、運転に不安がある高齢運転者がいるときは、安全運転相談窓口（安全運転相談ダイヤル「#8080J」）に相談するなどして、運転免許証の自主返納も検討するよう促しましょう。
- 高齢運転者の自動車のキズが段々と増えていく状態は、運転の危険性が高まっていると思われますので、そのような高齢運転者が身近にいるときは、家族に知らせるなどして重大な事故が発生するのを未然に防ぎましょう。



関係機関・団体

- 高齢者の交通事故実態を踏まえて、参加・体験・実践型の交通安全教室や、高齢者宅訪問活動などによる交通安全指導を推進しましょう。

県内統一行事

12月15日(月) 12月24日(水)	街頭指導活動・広報活動強化の日	登下校指導、子ども・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。
12月19日(金)	飲酒運転根絶強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。

令和7年長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

令和7年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

長崎運輸支局自動車事故防止推進協議会では、輸送等の繁忙期にあたる年末・年始において、輸送に関する事故の未然防止を図るため、次の実施要綱に基づき安全の総点検を実施し、輸送の安全に万全を期すこととなりました。

会員事業所におかれては、長崎県交通安全推進県民協議会主唱の「年末の交通安全県民運動」と併せて各部門を点検し、事故の防止及び輸送の安全に努めていただきますようお願いいたします。

なお、実施結果の報告（FAX可）は、**令和8年1月19日(月)まで**にお願いいたします。

令和7年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱

令和7年11月20日

長崎運輸支局自動車事故防止推進協議会

第1 目的

交通施設等に人流・物流が集中する年末年始において、輸送に関する事故の未然防止を図るため、九州運輸局長崎運輸支局自動車事故防止推進協議会及び事業者は総点検を実施し、輸送の安全に万全を期すことを目的とする。

第2 期間

令和7年12月10日(水)から令和8年1月10日(土)まで

第3 点検実施項目

1. 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
2. 自動車運送事業の健康管理体制の状況
3. 自動車運送事業の運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
4. 自動車運送事業の運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
5. 自動車運送事業の車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況
7. 点呼の実施、運転者に対する指導監督等の実施状況
8. コンテナ輸送における安全対策の実施状況
9. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況

10. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
11. 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況
12. 自動車事故防止の促進
13. 街頭検査の実施
14. 広報活動の推進
15. その他

※12. ~15. においては長崎独自

第4 主 唱

九州運輸局長崎運輸支局自動車事故防止推進協議会

第5 構成委員

当協議会規約に基づく委員

第6 実施要領

- 1 関係事業者団体は、実施細目に基づき関係事業者に対し点検方法等を指示するとともに、その点検状況について報告徴収を行うものとする。
- 2 関係事業者における総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては常に現場の状況を把握し、総点検において発見された不備事項について、早期に適切な措置を行うこと。

第7 報 告

◎運送事業者は実施結果を所属協会に令和8年1月19日(月)までに提出し、協会は取りまとめのうえ当支局に令和8年1月26日(月)までに報告すること。

◎期間中、事業用自動車の重大事故が発生した場合は、速やかに長崎運輸支局整備部門（☎095-839-4749）まで報告すること。

※土日祝日及び閉庁後における連絡先は☎090-7399-6733となります。

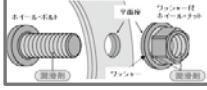
様式1-4
(事業者用)

自主点検表(トラック)

事業所名: _____
点検実施日: _____

重 点 点 檢 事 項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
2. 健康管理体制の状況 2. 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」関係 (点検項目文中、「健康管理マニュアル」とする)		
(1) 「健康管理マニュアル」に記載されている、定期健康診断の結果に基づく、運転者の健康状態を把握するため、以下の事項を適切に実施する体制を整備しているか。 ・要再検査等の所見がある場合には、医師の診断等を受けさせ、所見に応じた検査の受診 ・これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見の聴取 ・医師の意見を勘案し、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の業務上の措置を決定するとともに、健康状態の継続的な把握		
(2) 「健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示		
(3) 運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		
(4) 脳・心疾患や睡眠・視野障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診又は検討しているか。(「健康管理マニュアル」において推奨事項。)		
3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況		
(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容を遵守しているか。		
(3) 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況		
(1) 「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」に基づき、運転者への飲酒運転対策の理解促進、アルコール依存症のスクリーニング検査の実施および日頃の点呼等を通じて、アルコール依存等の運転者の状態把握に努め、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(2) 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		

様式1-4
(事業者用)

5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況	
(1) 車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。	
(2) 自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。	
(3) 大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。 なお、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を所有していない場合は「○」を記載する。	
(4) 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。	
(5) 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、自社でタイヤ脱着作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」で定めるタイヤ脱着作業管理表等を用い、適切なタイヤ脱着作業の結果を記録しているか。 また、タイヤ脱着後50km～100km走行後にトルク・レンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。	
(6) 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音(ISO方式のホイール・ナットについては、インジケータやマーキングを用いた目視に代える事が出来る)により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか(特に車輪脱落事故の多い左後輪)。 併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」等についても点検を行っているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。  	
(7) 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着時にホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。	
(8) 保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をし、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。	
(9) スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)	
6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況	
※降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載	
(1) 気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。	
(2) 雪道への備えとして、以下の事項を実施する体制を構築しているか。 ・冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底 ・冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認	

様式1-4
(事業者用)

点 檢 事 項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況		
(1) 適宜、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確實に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転・スマートフォン使用等のながら運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(2) 適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3) 事故が発生した際は、その事故の実態を確實に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(4) 過積載運行等の防止を図っているか。		
(5) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、点滅灯火の取付け等)の防止が徹底されているか。		
(6) 交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・一時停止または徐行するなどの道路交通法の規定を遵守するとともに、歩行者や自転車などの行動を理解し、走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。		
(7) 路上横臥者との擦過事故等を防止するため、夕暮れ時等における前照灯の早めの点灯及び走行用前照灯(上向き)とそれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行すること。		
2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況	※(コンテナ輸送がない場合は全て○を記載。)	
(1) コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。		
(2) トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。		
(3) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。		
(4) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。		
(5) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に連絡するよう運転者に指導しているか。		

様式1-4
(事業者用)

4. 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
6. 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況			
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時にを行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、又は対応マニュアルが策定されているか。		

点 検 項 目	実施回数	備 考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

令和7年度 第2回 運行管理者試験のご案内

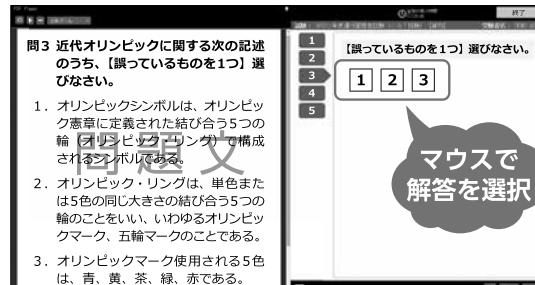
試験方法は「CBT 試験」で行います。(筆記による試験は実施しません。)

- CBT 試験とは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験方法のことです。(CBT = Computer Based Testing) 問題用紙やマークシートを使用せず、パソコンの画面に表示される問題を見てマウス等を用いて解答する試験です。

試験会場



問題画面(イメージ)



- 試験会場と日時は指定された範囲内で申請者が選択できます。

また、空きがあれば試験会場と日時を変更することができます。

会場日時予約画面(イメージ)

会場・日時選択 検索条件 試験日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 予約可能期間 : 2026/02/14 ~ 2026/03/15 国選択 <input type="text"/> Japan 地域選択 <input type="text"/> 会場名 <input type="text"/>	【検索結果】 試験日 2026/02/14 <input type="checkbox"/> 空席あり <input type="checkbox"/> 若干の空席あり <input type="checkbox"/> 選択不可 <input type="checkbox"/> 非開催 ご希望の会場の開始時間をクリックしてください。 ◊JPM3 / 御茶ノ水ソラシティC 9:15 10:00 10:45 11:30 12:15 13:00 13:45 14:30 15:15 16:00 16:45 17:30 ◊JPM4 / 御茶ノ水ソラシティD 9:15 10:00 10:45 11:30 12:15 13:00 13:45 14:30 15:15 16:00 16:45 17:30
---	---

申 請 方 法

インターネット申請 (画面での申請はできません。)

複数回の試験を申込むことはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

申請の受付期間

令和7年12月8日(月)～令和8年1月14日(水)

試験期間

令和8年2月14日(土)～3月15日(日)の間で、CBT 試験専用サイトにて指定された試験会場、日時から申請者が選べます。

(試験結果は4月1日に公表する予定です。)

試験会場

貨物試験、旅客試験とも全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

受験手数料等

6,000円(非課税)

この他、次のうちいずれか1つの費用が別途必要となります。

- ・新規受験申請：660円(税込)(システム利用料)
- ・再受験申請：860円(税込)(システム利用料、事務手数料)
- 試験結果レポートを希望される方は、さらに次の費用が必要となります。
- ・試験結果レポート手数料：140円(税込)

受験資格

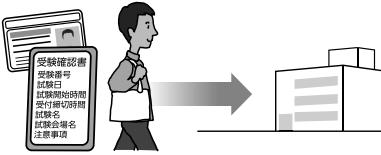
実務経験者

・自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方

基礎講習修了者

・国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了(修了予定の方は、令和8年2月4日までに修了)した方

CBT 試験の流れ

**試験当日**

CBT 試験の体験版はこちらから

<https://www.prometric-jp.com/personal/unkan/procedure/>


申請手続きの詳細は、運行管理者試験センターのホームページを参照してください。

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>**[お問い合わせ] 運行管理者試験コールセンター**
TEL 03-6635-9400
 (平日9時～17時はオペレータ対応)

 申請に関するお問い合わせは1番、試験会場予約及び試験当日に関するお問い合わせは2番を押してください。
 ※オペレータ対応時間外は自動音声案内ののみの対応となります。

令和7年12月

運行管理者試験受験者・ご担当者 各位

公益社団法人長崎県トラック協会

運行管理者試験事前研修のご案内

令和7年度第2回運行管理者試験が、令和8年2月14日（土）～3月15日（日）までの間に実施されますので、新西海自動車学校主催の事前研修を下記のとおり開催致します。

参加ご希望の方は下記の運行管理者試験事前研修参加申込書を令和8年1月23日（金）迄にFAXして下さい。

試験年度	長崎県の合格率	全国平均合格率
令和5年度 第2回	31.7%	34.2%
令和6年度 第1回	30.9%	32.9%
令和6年度 第2回	23.7%	34.1%
令和7年度 第1回	30.3%	37.2%

記

1. 開催日時

令和8年1月31日（土） 9:30～16:30 の予定

2. 開催場所

長崎市松原町2651-3 長崎県トラック協会「研修会館」 Tel: 095-838-2281

2. 申込対象

長崎県トラック協会会員事業者

3. 受講料

会員 7,000 円

※当日受付時に受講料をお支払いください。

4. 講師

新西海自動車学校の専任講師

5. お問い合わせ先

新西海自動車学校 (TEL: 0959-27-0136) 担当: 植田

運行管理者試験事前研修参加申込書

新西海自動車学校 行 (FAX: 0959-27-1778)

事業者名 _____

連絡担当者名 _____

電話番号 _____

参加者氏名	参加者氏名

行政だより

農林水産省補助事業「令和6年度持続可能な食品等流通緊急対策事業 (物流精算製糖工場推進事業)」アンケート調査へのご協力のお願い

標記の件について、農林水産省より全ト協を通じて協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

事務連絡
令和7年11月11日

都道府県トラック協会

専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
専務理事 松崎宏則

農林水産省補助事業「令和6年度持続可能な食品等流通緊急対策事業 (物流精算製糖工場推進事業)」アンケート調査へのご協力のお願い

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農林水産省では、卸売市場を中心とした市場便運行における共同輸配送・帰り荷確保等の取組状況及びコスト削減効果等について、現場実態に即した定量的・客観的な調査・検証を行い、輸送力不足という物流構造課題の緩和と、持続可能な食品流通インフラ構築に資するエビデンスを整備することを目的とし、併せて、得られた成果に基づき、農林水産省の施策展開・支援政策策定に貢献するとともに、国民一人一人の食料安全保障の確立に寄与することを目指すものとして、「令和6年度持続可能な食品等流通緊急対策事業（物流生産性等向上推進事業）」を実施しています。

また、本事業の一環として、卸売市場（青果・水産・花き）・物流事業者・農業協同組合を対象に、農林水産物の物流状況や課題等について調査しています。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、下記URLまたはQRコードより、令和7年12月12日(金)までにご回答いただきたいと存じますので、貴協会傘下会員事業者に対し、周知・ご協力依頼を図っていただきますよう何卒宜しくお願ひ申し上げます。

以上

○アンケート URL

<https://www.across-net.co.jp/mrs/truck2025/>



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和7年11月21日

物流・自動車局貨物流通事業課

違法な「白トラ」への規制が来年4月1日から強化されます

～「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等を閣議決定～

本年6月に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）のうち、違法な白トラに係る荷主等への規制や委託次数の制限等に関する規定の施行期日を、令和8年4月1日と定める政令等が、本日閣議決定されました。

1. 背景

改正法の一部の規定については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているところ、今般、その施行期日を定めるとともに、施行に伴い必要な規定の整備を行います。

2. 概要

(1) 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

改正法のうち下記事項について、令和8年4月1日より施行することとします。

① 違法な白トラの利用に係る荷主等への規制

- 荷主等が、白ナンバーのトラックで有償貨物運送を行う者（以下「違法な白トラ事業者」という。）に運送委託を行った場合に、新たに処罰の対象となります。
- 荷主等が、違法な白トラ事業者に運送を委託している等の疑いがある場合には、国土交通大臣から当該荷主等に要請等を行うことができます。

② 委託次数の制限

- 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して、再委託の回数を2回以内までとする努力義務が課されます。

③ 貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用

- 現行では貨物自動車運送事業者にのみ課されている運送契約締結時の書面交付義務等の規定が、貨物利用運送事業者にも新たに課されます。

(2) 貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令

- (1)(3)に関する荷主・運送事業者間での調整を電磁的方法で行うための手続きに係る規定を、貨物利用運送事業者にも準用します。

3. スケジュール

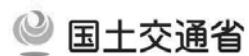
公 布：令和7年11月27日（木）

施 行：令和8年4月1日（水）

【お問い合わせ先】

物流・自動車局貨物流通事業課 宮浦、佐々木

連絡先：03-5253-8111（内線41-324）、03-5253-8575（直通）



荷主等の
皆様

白ナンバーのトラックに
有償で貨物の運送を委託してませんか？



貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、
有償で貨物の運送を行うことは違法です。



令和8年4月1日から

新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償
で貨物の運送を委託した場合も、**貨物自動車
運送事業法違反**となる可能性があります。



事業用



自家用

違反した場合は
100万円以下の罰金

デジタルアメダスアプリ

今いる地点、知りたい地点の気象がわかる！

デジタルアメダスアプリ

QRコード iPhone Android

09/25 16:00 表示伊丹市 梅田
雨量
時刻 天気
09/26 12:00 雨
09/25 09:00 雨
09/26 06:00
09/26 03:00
09/26 00:00
09/25 21:00
09/25 18:00
09/25 15:00
▶ 09/25 16:00 晴れ
09/25 13:00 晴れ
09/25 10:00 晴れ
09/25 07:00 晴れ
09/25 04:00 晴れ
09/25 01:00 晴れ
09/25 18:00 晴れ
09/25 15:00 晴れ
09/25 12:00 晴れ
09/25 11:00 晴れ
09/25 10:00 晴れ

天気や気温、降水量など
翌日の予測まで一括表示！

自宅や職場、旅行先など
15ヶ所まで登録可！

東京都清瀬市 14:56 更新
35.5 °C 現在の気温
晴れ
南南東の風 0 ~ 5 m/s
894.7 °C 気温や降水量の積算データを農作業の目安に！

05/23 水産水温
日付 水温
06/03 19.7 °C
06/02 19.6 °C
05/01 19.5 °C
05/31 19.4 °C
05/25 18.7 °C
05/24 18.6 °C
▶ 05/23 19.3 °C
05/22 18.5 °C
05/21
05/20
05/19
05/18
05/17
現在地 の結果表示
2025年04月01日 ~ 2025年05月31日

あなたの暮らしをサポート！
～スマートでアメダスを持ち歩こう～

デジタルアメダス・現在
デジタルアメダスからのお知らせ
札幌市で霜注意報が発表されました。
プッシュ通知で屋外作業を安全に！
(雷・霜注意報、熱中症警戒アラート)

グラフで過去のデータと
平年・昨年との比較も簡単！

生活での活用例

- アラート通知で熱中症の対策
- 職場や学校のデータで服装選びや傘の準備
- 予測データで洗濯物を外に干すか判断
- 地点登録で旅行先の天候を把握 …等々

産業での活用例

- 積算データ（気温・降水量）で収穫・追肥時期を判断
- 風の情報で農薬散布、ビニールハウスを管理
- 海面水温の予測で養殖魚の水温監視
- 波浪データで漁船の出港を判断
- 【農林水産業】
- アラート通知（雷・熱中症）や気温・雪のデータで現場作業、屋外活動を判断
- 【屋外作業・イベント運営】

〔運輸・観光・サービス業〕

- 降水・積雪の状況で配送ルートを検討
- 波浪データで遊覧船の出航見通しを把握

〔注〕記載した活用事例はあくまで一例です。アプリ搭載の各種データや機能を通して、様々な分野で気象データをご活用いただけます。

全ト協だより

近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和7年11月11日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次とのおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

1. 貸付利率

期 間	現行（改定前）	改定後
1年以上～3年以内		
3年超～7年以内	2.40%	2.45%
7年超～10年以内		

2. 実施日

令和7年11月11日



1 業界の景況感:今回(令和7年7月～9月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	・今期、一般貨物の輸送数量減少、燃料価格の高止まりや物価による運送原価の上昇分を十分軽減できず、営業利益・経常利益は悪化傾向にあり、景況感は前回▲20.0から▲24.1へ4.1ポイント悪化した。
今後の見通し	・来期の見通しは、事業環境の不透明感や人材不足、物価上昇等を織り込み、景況感は今回▲24.1から▲29.4へ5.3ポイント悪化する見込みである。

トラック運送業界の景況感（速報）

令和7年7月～9月期

2025年9月の日銀短観調査によると、大企業の業況判断DIは製造業が14（前回比+1）、非

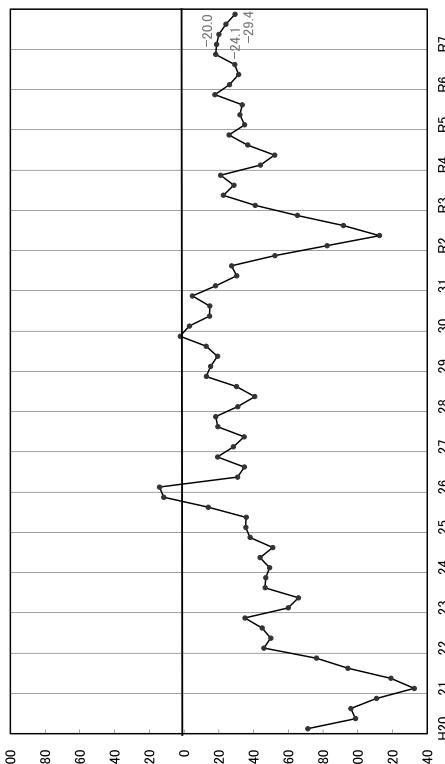
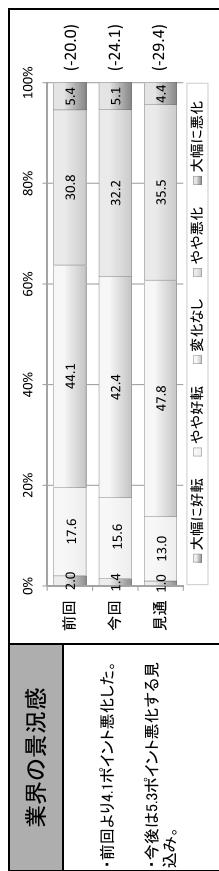
製造業が34（前回比±0）と、横ばいに推移している。

しかし、トラック運送業界においては、一般貨物の輸送数量減少、燃料価格の高止まりや物価による運送原価の上昇分を十分軽減できず、営業利益・経常利益は悪化傾向にあることから、景況感は前回▲20.0から▲24.1へ4.1ポイント悪化した。

なお、来期の見通しは、事業環境の不透明感や人材不足、物価上昇等を織り込み、景況感は今回▲24.1から▲29.4へ5.3ポイント悪化する見込みである。

令和7年11月14日

公益社団法人 全日本トラック協会



(注1)各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R7.4月～6月期)の状況、中段は今回(R7.7月～9月期)の状況、下段は今後(R7.10月～12月期)の見通しを示す。いざれも前半同期比の回答である。

(注2)各グラフ(3段の横棒グラフ)右側の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3)各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は評議指標、各半期指標は、各課問への回答に対する「大幅に増加・上昇・好転・労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転・労働力不足」は+1、「やや減少・低下・悪化」は-1、「大幅に減少・低下・悪化」は-2の点数に置き換え、平均を100で割ることにより各判断指標を算出している。

A:設問Aの回答者数 = $a1+a2+(0 \times a3)+(-1 \times a4)+(-2 \times a5) \div A \times 100$

2 共通の概況①:今回(令和7年7月～9月期)の状況と今後の見通し

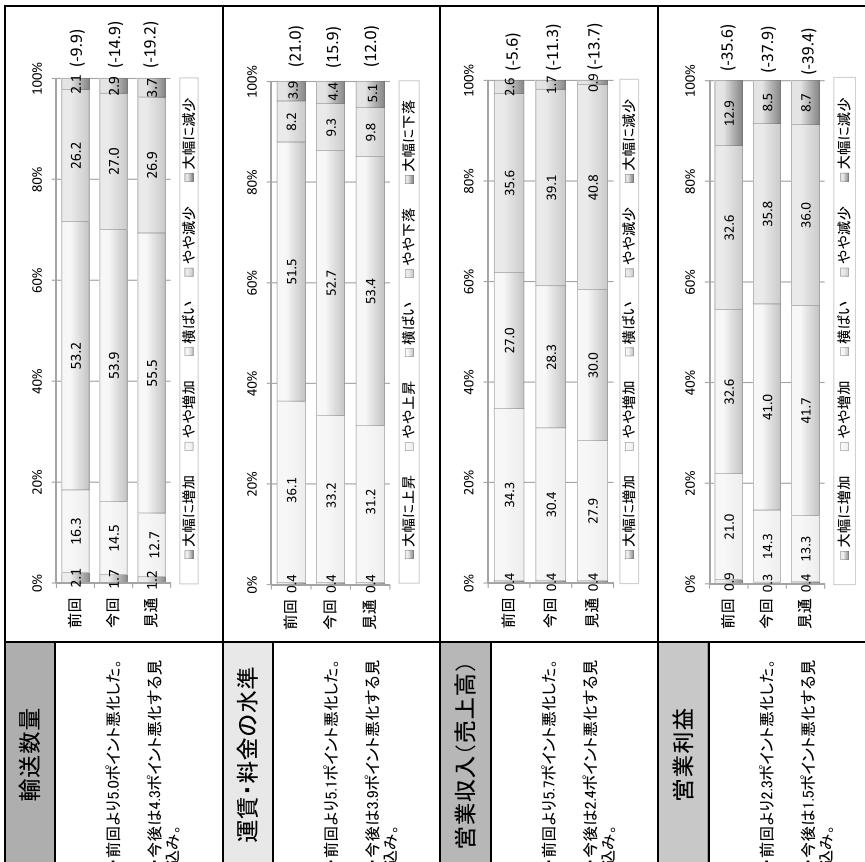
3 共通の概況②:今回(令和7年7月～9月期)の状況と今後の見通し

今回の状況		今後の見通し		所定外労働時間		貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)		経常損益																																																																																																																																														
今回の状況	今後の見通し	実車率	実車率	前回	今回	前回	今回	前回	今回																																																																																																																																													
<ul style="list-style-type: none"> 実働率は▲5.3(前回▲2.7)と2.6ポイント悪化、実車率は▲7.1(前回▲3.1)と4.0ポイント悪化し、輸送効率は悪化した。 運転者の採用動向は▲3.2(前回▲29.4)と1.6ポイント低下、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は95.7(前回92.5)と3.2ポイント悪化した。 	<ul style="list-style-type: none"> 実働率は▲6.3(今回▲5.3)と1.0ポイント悪化、実車率は▲8.1(今回▲7.1)と1.0ポイント悪化する見込みである。 運転者の採用動向は▲33.1(今回▲32.0)と1.1ポイント低下し、運転者の雇用動向は97.6(今回95.7)と1.9ポイント上昇し、労働力の不足感は一段と強くなる見込みである。 	<p>実車率</p> <table border="1"> <tr> <td>前回</td><td>0.4</td><td>16.1</td><td>64.7</td><td>18.0</td><td>0.8 (-2.7)</td><td>前回</td><td>0.4</td><td>9.4</td><td>45.7</td><td>37.8</td><td>6.7 (-40.9)</td></tr> <tr> <td>今回</td><td>0.4</td><td>15.2</td><td>64.4</td><td>18.9</td><td>1.1 (-5.3)</td><td>今回</td><td>0.4</td><td>9.3</td><td>50.6</td><td>33.8</td><td>5.9 (-35.4)</td></tr> <tr> <td>見通</td><td>0.4</td><td>15.3</td><td>63.4</td><td>19.4</td><td>1.5 (-6.3)</td><td>見通</td><td>0.4</td><td>8.8</td><td>53.1</td><td>32.9</td><td>4.8 (-32.9)</td></tr> </table> <p>■大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや低下 ■大幅に低下</p>	前回	0.4	16.1	64.7	18.0	0.8 (-2.7)	前回	0.4	9.4	45.7	37.8	6.7 (-40.9)	今回	0.4	15.2	64.4	18.9	1.1 (-5.3)	今回	0.4	9.3	50.6	33.8	5.9 (-35.4)	見通	0.4	15.3	63.4	19.4	1.5 (-6.3)	見通	0.4	8.8	53.1	32.9	4.8 (-32.9)	<p>実車率</p> <table border="1"> <tr> <td>前回</td><td>0.4</td><td>15.4</td><td>68.9</td><td>11.4</td><td>3.9 (-3.1)</td><td>前回</td><td>0.4</td><td>11.4</td><td>65.0</td><td>16.9</td><td>5.5 (-14.2)</td></tr> <tr> <td>今回</td><td>0.4</td><td>13.7</td><td>68.6</td><td>12.9</td><td>4.3 (-7.1)</td><td>今回</td><td>0.4</td><td>9.8</td><td>66.4</td><td>17.6</td><td>5.9 (-18.8)</td></tr> <tr> <td>見通</td><td>0.4</td><td>12.7</td><td>69.2</td><td>13.8</td><td>3.8 (-8.1)</td><td>見通</td><td>0.9</td><td>10.3</td><td>64.7</td><td>17.2</td><td>6.9 (-19.0)</td></tr> </table> <p>■大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや低下 ■大幅に低下</p>	前回	0.4	15.4	68.9	11.4	3.9 (-3.1)	前回	0.4	11.4	65.0	16.9	5.5 (-14.2)	今回	0.4	13.7	68.6	12.9	4.3 (-7.1)	今回	0.4	9.8	66.4	17.6	5.9 (-18.8)	見通	0.4	12.7	69.2	13.8	3.8 (-8.1)	見通	0.9	10.3	64.7	17.2	6.9 (-19.0)	<p>所定外労働時間</p> <table border="1"> <tr> <td>前回</td><td>0.4</td><td>9.4</td><td>45.7</td><td>37.8</td><td>6.7 (-40.9)</td><td>前回</td><td>0.4</td><td>9.8</td><td>66.4</td><td>17.6</td><td>5.9 (-18.8)</td></tr> <tr> <td>今回</td><td>0.4</td><td>9.3</td><td>50.6</td><td>33.8</td><td>5.9 (-35.4)</td><td>見通</td><td>0.4</td><td>8.8</td><td>53.1</td><td>32.9</td><td>4.8 (-32.9)</td></tr> </table> <p>■大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 ■大幅に減少</p>	前回	0.4	9.4	45.7	37.8	6.7 (-40.9)	前回	0.4	9.8	66.4	17.6	5.9 (-18.8)	今回	0.4	9.3	50.6	33.8	5.9 (-35.4)	見通	0.4	8.8	53.1	32.9	4.8 (-32.9)	<p>貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)</p> <table border="1"> <tr> <td>前回</td><td>0.4</td><td>11.4</td><td>65.0</td><td>16.9</td><td>5.5 (-14.2)</td><td>前回</td><td>0.4</td><td>9.8</td><td>66.4</td><td>17.6</td><td>5.9 (-18.8)</td></tr> <tr> <td>今回</td><td>0.4</td><td>9.8</td><td>66.4</td><td>17.6</td><td>5.9 (-18.8)</td><td>見通</td><td>0.9</td><td>10.3</td><td>64.7</td><td>17.2</td><td>6.9 (-19.0)</td></tr> </table> <p>■大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 ■大幅に減少</p>	前回	0.4	11.4	65.0	16.9	5.5 (-14.2)	前回	0.4	9.8	66.4	17.6	5.9 (-18.8)	今回	0.4	9.8	66.4	17.6	5.9 (-18.8)	見通	0.9	10.3	64.7	17.2	6.9 (-19.0)	<p>経常損益</p> <table border="1"> <tr> <td>前回</td><td>0.8</td><td>22.8</td><td>33.5</td><td>36.6</td><td>6.3 (-24.8)</td><td>前回</td><td>0.8</td><td>19.7</td><td>35.4</td><td>38.6</td><td>5.5 (-28.3)</td></tr> <tr> <td>今回</td><td>0.8</td><td>18.6</td><td>35.7</td><td>39.5</td><td>5.4 (-30.2)</td><td>見通</td><td>0.8</td><td>18.6</td><td>35.7</td><td>39.5</td><td>5.4 (-30.2)</td></tr> </table> <p>■大幅に好転 □やや好転 □変化なし ■やや悪化 ■大幅に悪化</p>	前回	0.8	22.8	33.5	36.6	6.3 (-24.8)	前回	0.8	19.7	35.4	38.6	5.5 (-28.3)	今回	0.8	18.6	35.7	39.5	5.4 (-30.2)	見通	0.8	18.6	35.7	39.5	5.4 (-30.2)
前回	0.4	16.1	64.7	18.0	0.8 (-2.7)	前回	0.4	9.4	45.7	37.8	6.7 (-40.9)																																																																																																																																											
今回	0.4	15.2	64.4	18.9	1.1 (-5.3)	今回	0.4	9.3	50.6	33.8	5.9 (-35.4)																																																																																																																																											
見通	0.4	15.3	63.4	19.4	1.5 (-6.3)	見通	0.4	8.8	53.1	32.9	4.8 (-32.9)																																																																																																																																											
前回	0.4	15.4	68.9	11.4	3.9 (-3.1)	前回	0.4	11.4	65.0	16.9	5.5 (-14.2)																																																																																																																																											
今回	0.4	13.7	68.6	12.9	4.3 (-7.1)	今回	0.4	9.8	66.4	17.6	5.9 (-18.8)																																																																																																																																											
見通	0.4	12.7	69.2	13.8	3.8 (-8.1)	見通	0.9	10.3	64.7	17.2	6.9 (-19.0)																																																																																																																																											
前回	0.4	9.4	45.7	37.8	6.7 (-40.9)	前回	0.4	9.8	66.4	17.6	5.9 (-18.8)																																																																																																																																											
今回	0.4	9.3	50.6	33.8	5.9 (-35.4)	見通	0.4	8.8	53.1	32.9	4.8 (-32.9)																																																																																																																																											
前回	0.4	11.4	65.0	16.9	5.5 (-14.2)	前回	0.4	9.8	66.4	17.6	5.9 (-18.8)																																																																																																																																											
今回	0.4	9.8	66.4	17.6	5.9 (-18.8)	見通	0.9	10.3	64.7	17.2	6.9 (-19.0)																																																																																																																																											
前回	0.8	22.8	33.5	36.6	6.3 (-24.8)	前回	0.8	19.7	35.4	38.6	5.5 (-28.3)																																																																																																																																											
今回	0.8	18.6	35.7	39.5	5.4 (-30.2)	見通	0.8	18.6	35.7	39.5	5.4 (-30.2)																																																																																																																																											
<ul style="list-style-type: none"> 前回より2.6ポイント悪化した。 今後は10ポイント悪化する見込み。 	<ul style="list-style-type: none"> 前回より4.0ポイント悪化した。 今後は1.0ポイント悪化する見込み。 	<p>運転者の採用動向</p> <table border="1"> <tr> <td>前回</td><td>0.4</td><td>10.6</td><td>56.9</td><td>23.5</td><td>8.6 (-29.4)</td><td>前回</td><td>0.8</td><td>22.8</td><td>33.5</td><td>36.6</td><td>6.3 (-24.8)</td></tr> <tr> <td>今回</td><td>0.8</td><td>9.4</td><td>55.3</td><td>26.3</td><td>8.3 (-32.0)</td><td>今回</td><td>0.8</td><td>19.7</td><td>35.4</td><td>38.6</td><td>5.5 (-28.3)</td></tr> <tr> <td>見通</td><td>0.7</td><td>10.1</td><td>54.0</td><td>25.9</td><td>9.4 (-33.1)</td><td>見通</td><td>0.8</td><td>18.6</td><td>35.7</td><td>39.5</td><td>5.4 (-30.2)</td></tr> </table> <p>■大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 ■大幅に減少</p>	前回	0.4	10.6	56.9	23.5	8.6 (-29.4)	前回	0.8	22.8	33.5	36.6	6.3 (-24.8)	今回	0.8	9.4	55.3	26.3	8.3 (-32.0)	今回	0.8	19.7	35.4	38.6	5.5 (-28.3)	見通	0.7	10.1	54.0	25.9	9.4 (-33.1)	見通	0.8	18.6	35.7	39.5	5.4 (-30.2)	<p>運転者の雇用動向 (労働力の不足感)</p> <table border="1"> <tr> <td>前回</td><td>28.3</td><td>40.6</td><td>27.2</td><td>3.1 (92.5)</td><td>前回</td><td>29.1</td><td>41.1</td><td>26.7</td><td>2.7 (95.7)</td></tr> <tr> <td>今回</td><td>29.1</td><td>41.1</td><td>26.7</td><td>2.7 (95.7)</td><td>見通</td><td>27.3</td><td>45.8</td><td>24.5</td><td>2.1 (97.6)</td></tr> </table> <p>■不足 □やや不足 □適当 □やや過剰 ■過剰</p>	前回	28.3	40.6	27.2	3.1 (92.5)	前回	29.1	41.1	26.7	2.7 (95.7)	今回	29.1	41.1	26.7	2.7 (95.7)	見通	27.3	45.8	24.5	2.1 (97.6)	<p>【調査の概要】</p> <p>平成5年3月から開始、以降3ヵ月ごとに実施。第13回調査は、令和7年10月1日に、モニターに対して調査開始、令和7年10月31日回収分までを集計。</p>																																																																																										
前回	0.4	10.6	56.9	23.5	8.6 (-29.4)	前回	0.8	22.8	33.5	36.6	6.3 (-24.8)																																																																																																																																											
今回	0.8	9.4	55.3	26.3	8.3 (-32.0)	今回	0.8	19.7	35.4	38.6	5.5 (-28.3)																																																																																																																																											
見通	0.7	10.1	54.0	25.9	9.4 (-33.1)	見通	0.8	18.6	35.7	39.5	5.4 (-30.2)																																																																																																																																											
前回	28.3	40.6	27.2	3.1 (92.5)	前回	29.1	41.1	26.7	2.7 (95.7)																																																																																																																																													
今回	29.1	41.1	26.7	2.7 (95.7)	見通	27.3	45.8	24.5	2.1 (97.6)																																																																																																																																													

(注4)雇用状況について:上段は前回(RC4月～6ヶ月)の状況、中段は今回(RC7.71～9月期)の状況、下段は今後(RC7.10月～12月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期ではない。その他の状況を、見通しは前回期比ではなくその前の状況を表す。

4 一般貨物:今回(令和7年7月～9月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 一般貨物では、輸送数量は▲14.9(前回▲9.9)と5.0ポイント悪化、運賃・料金の水準は15.9(前回21.0)と5.1ポイント悪化したことから、営業収入(売上高)は▲11.3(前回▲5.6)と5.7ポイント悪化した。 営業利益は運送原価上昇に対して価格軒嫁が十分に進捗していないことから、▲37.9(前回▲35.6)と2.3ポイント悪化した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 一般貨物では、輸送数量は▲19.2(今回▲14.9)と4.3ポイント悪化、運賃・料金の水準は12.0(今回15.9)と3.9ポイント悪化することから、営業収入(売上高)は▲13.7(今回▲11.3)と▲2.4ポイント悪化する見込みである。 営業利益は、来期の事業環境の不透明感を反映し、▲39.4(今回▲37.9)と1.5ポイント悪化する見込みである。



5 特積貨物:今回(令和7年7月～9月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 特積貨物では、運賃・料金の水準は22.1(前回25.3)と3.2ポイント悪化したもの、輸送数量は12.8(前回10.7)と2.1ポイント改善し、営業収入(売上高)は10.5(前回7.3)と3.2ポイント改善した。 営業利益は▲2.4(前回▲8.8)と6.4ポイント改善した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 特積貨物では、運賃・料金の水準は20.2(今回22.1)と1.9ポイント悪化するものの、輸送数量は15.2(今回12.8)と2.4ポイント改善し、営業収入(売上高)は12.5(今回10.5)と2.0ポイント改善する見込みである。 営業利益は8.2(今回▲2.4)と10.6ポイント改善する見込みである。

軽油価格の調査結果（9月分）

9月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		126.32	115.96	128.17
全国(沖縄除)		126.22	115.02	126.00

2. 元売別集計価格〈九州(沖縄除)〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		126.30	115.82	129.75
出光昭和シェル		130.35	116.61	125.01
キグナス				
コスモ		128.00	113.60	134.35
その他		120.40	115.68	127.86

3. 月間購入量別価格〈九州(沖縄除)〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		127.34	116.19	128.43
30～50キロ リットル未満		115.80	116.32	120.10
50～100キロ リットル未満		114.47	114.50	
100キロ リットル以上			114.10	

4. 支払期限別価格〈九州(沖縄除)〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		128.53	117.12	122.10
30～60日未満		125.07	116.03	129.15
60日以上		133.18	114.33	118.90

5. 軽油価格推移〈九州(沖縄除)〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年5月		128.52	117.95	131.96
2025年6月		122.72	111.27	124.02
2025年7月		124.98	114.60	128.97
2025年8月		127.02	115.17	128.78
2025年9月		126.32	115.96	128.17

※消費税抜きの価格

事故対応より

運行管理者《特別講習》の開催について

各位

独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）

長崎支所

当機構において、令和7年度運行管理者特別講習を下記のとおり開催いたします。

この特別講習は、「旅客自動車運送事業運輸規則」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則」に基づき、国土交通大臣が認定した講習ですので、以下をよく確認していただき、お申し込みの上、必ず受講してください。

1. 受講対象者

長崎運輸支局長から通知された運行管理者（統括管理者を含む。）

2. 講習月日

(1) 開催日：令和8年1月29日(木)～30日(金) 【貨物】

午前9時30分～午後5時00分

令和8年2月19日(木)～20日(金) 【旅客】

午前9時30分～午後5時00分

(注) 講習を修了するためには、2日間全ての出席が必要です。

(2) 受付時間：午前9時10分～9時25分（初日のみ）

3. 講習会場

TBM長崎ビル 地下会議室（長崎市万才町7-1）

4. 申込み方法

インターネット予約（令和7年11月1日予約受付開始～予約受付の定員達成まで。）

ホームページからアクセスしてください。<https://www.nasva.go.jp>

申込み後は、「予約確認書」をプリントアウトして当日受付にご提出ください。

（受付は「予約確認書」で行いますので忘れないようにお持ちください。）

5. 受講手数料

1名につき17,900円（初日受付時）

※受付時の混雑緩和のため、お釣りが出ないようご協力願います。

6. 講習内容

座学の他に、受講対象となった事故違反の体験発表、少人数でのグループ討議を行います。

7. 講習の修了証明の方法

講習修了時に、修了証明書を交付します。

※運行管理者指導講習手帳はR6年度をもって廃止となりました。

8. 携行品…講習テキスト等の教材は、当日会場で配布します。

- (1) 身分証明書（運転免許証、マイナカード等 ※受付時の本人確認に必要です。）
- (2) 筆記具
- (3) 受講手数料（17,900円／名）
- (4) 予約確認書
- (5) 体験発表資料

9. その他

会場には、専用駐車場がありません。予めご了承ください。

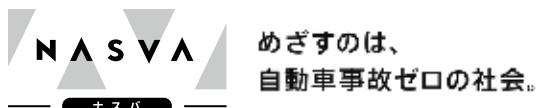
講習当日に「特別警報」が発令された場合、講習は中止となります。

10. 特別講習に関するお問合せ先

独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）長崎支所

〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル11階

Tel：095-821-8853 Fax：095-821-8854



国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

令和7年度の運行管理者基礎講習および一般講習が、下記のとおり開催されます。

インターネットまたはFAXにて実施機関に直接お申込みください。

【お申込み・お問い合わせ先】

◇(独法)自動車事故対策機構(ナスバ)長崎支所 TEL:095-821-8853

インターネット予約 <https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/>

◇(株)おんが自動車学校 TEL:093-293-2359 FAX:093-293-2427

インターネット予約 <https://koshukaiyoyaku.jp/sunsunschool>

◇(有)新西海自動車学校 TEL:0959-27-0136 FAX:0959-27-1778

インターネット予約 http://www.shinsaikai.com/class_unkan.html

※申込用紙は、各実施機関のホームページよりダウンロードしてください。

(自動車事故対策機構はインターネット予約のみ)

【受講手数料】

基礎講習:8,900円

一般講習:3,200円(協会会員は、全額助成金が適用されます。)

※自動車事故対策機構が実施する「eラーニング(eナスバ)」は、助成金の対象外となります。

講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

【持ってくるもの】※今年度より、修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わります。

運行管理者講習手帳(講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」※サイズ厳守)※おんがDSのみ筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書(※自動車事故対策機構、おんが自動車学校)

【受付時間及び講習時間】※講師等の都合により時間が変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
			1日目	2日目
おんが自動車学校	9:00~9:30	基礎講習	10:00~17:00 ※9:30~オリエンテーション	
			10:00~17:00	
			10:00~15:30	
		一般講習	9:30~16:00	
新西海自動車学校	9:30~10:00	基礎講習	10:00~17:00	
			10:00~17:00	
			10:00~15:00	
		一般講習	10:00~16:00	

※自動車事故対策機構主催分はお問い合わせください。

1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	5月28日(木)~5月30日(金)	長崎市「県立協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第2回	6月11日(木)~6月13日(金)	長崎市「TBM長崎ビル地下会議室」	36名	自動車事故対策機構長崎支所
第3回	6月17日(火)~6月19日(木)	長崎市「県立協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第4回	7月1日(火)~7月3日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第5回	11月11日(火)~11月13日(木)	長崎市「県立協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第6回	12月2日(火)~12月4日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	【予定】12月10日(水)~12月12日(金)	長崎市「TBM長崎ビル地下会議室」	36名	自動車事故対策機構長崎支所

2. 一般講習

回 数	実施日	実施場所	定 員	主 催
第1回	5月27日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第2回	6月20日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第3回	6月26日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校
第4回	6月27日(金)	新上五島町「有川鯨賓館」	20名	新西海自動車学校
第5回	7月3日(木)	佐世保市「アルカスSASEBO 3階 会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第6回	7月10日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	7月11日(金)	長崎市「長崎市民会館 大会議室」	50名	自動車事故対策機構 長崎支所
第8回	7月24日(木)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校
第9回	8月1日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第10回	8月23日(土)	北松佐々町「佐々町文化会館」	30名	新西海自動車学校
第11回	8月28日(木)	長崎市「TBM 長崎ビル11階 ナスパ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第12回	9月3日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第13回	9月11日(木)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校
第14回	9月29日(月)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第15回	10月9日(木)	長崎市「TBM 長崎ビル11階 ナスパ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第16回	10月22日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第17回	10月26日(日)	西海市「新西海自動車学校」	30名	新西海自動車学校
第18回	11月6日(木)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第19回	11月12日(水)	対馬市「対馬市交流センター」	30名	おんが自動車学校
第20回	11月13日(木)	壱岐市「石田農村環境改善センター」	30名	おんが自動車学校
第21回	11月22日(土)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第22回	12月5日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第23回	12月11日(木)	平戸市「田平町民センター」	30名	新西海自動車学校
第24回	1月15日(木)	長崎市「TBM 長崎ビル11階 ナスパ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第25回	1月21日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第26回	1月30日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第27回	3月5日(木)	長崎市「TBM 長崎ビル11階 ナスパ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

※離島〔対馬・壱岐〕の講習日が決まりましたのでお知らせいたします。



令和7年度安全性優良事業所表彰について

安全性優良事業所認定制度（Gマーク制度）の認定を長期にわたり取得し、安全対策等に顕著な功績が認められる事業者に対し下記のとおり表彰が実施されました。

令和7年10月27日(月) 九州運輸局長表彰（福岡国際会議場にて）

- ・有限会社とみなが急配 本社営業所
- ・株式会社東部運輸 本社営業所
- ・株式会社ロジコム 佐世保営業所



令和7年10月30日(木) 長崎運輸支局長表彰（長崎運輸支局にて）

- ・ドーネル運輸有限会社 長崎営業所



運転記録証明書を活用した優秀安全運転事業所表彰について

11月5日(水)長崎県警と自動車安全運転センター長崎県事務所より、令和7年第二期優秀安全運転事業所に対する表彰式が行われました。この表彰式は、継続して安全運転管理に取り組み、無事故・無違反運転など優秀な成果を上げている事業所を表彰するもので、令和7年第二期は次の事業所が表彰されました。

【プラチナ賞】

(株)丸野本社営業所



全体

【金賞】

松藤商事(株)長崎事業所、(株)ムロオ長崎西営業所、
(株)メモリードモータース、(株)ロジライン長崎、
(有)丸栄運送、大村セラテック(株)運輸部、
協徳運輸(有)

【銀賞】

日本通運(株)長崎支店、(株)鈴木運送、(株)深町組、長崎雲仙運輸(株)

【銅賞】

橋本工業(株)、パッシブル(有)本社営業所、(有)丸野バンライン東彼杵営業所、幸運トラック(株)本社営業所



プラチナ賞



金賞

令和7年度運輸業界合同企業説明会について

令和7年度においても、長崎県主催、長崎運輸支局・長崎労働局・(一社)長崎県バス協会・(一社)長崎県タクシー協会・(公社)長崎県トラック協会共催にて、諫早市で合同企業説明会を開催いたしましたので、下記のとおりご報告いたします。

【開催日時等】

開催日時	令和7年10月5日(日) 11:30~15:00
場 所	諫早文化会館中ホール（諫早市宇都町9-2）
事業者数	24社（※トラック12社）
来 場 者	67名

【会場風景】



NCC 長崎文化放送「トコハピ・カーニバル」 はたらくトラック体験コーナー出展について

11月8日から2日間にわたり、標記イベントに出展しました。

このイベントは、子どもたちに、様々な企業・団体が仕事体験を提供することにより、その仕事の魅力を伝える趣旨で開催されたもので、当協会は、荷役作業体験、運転シミュレーター体験、運転席乗車体験を実施したところ、体験希望者が列をなして訪れるなど400名以上のお子様に仕事体験を提供でき、次世代を担う子供たちにトラック運送事業の魅力を伝えることができました。

ノベルティのご提供や運営にご協力いただいた皆様に心から感謝申し上げます。



令和7年度 各助成事業の申請期限のお知らせ

本年度の各助成事業の申請期限については、下記のとおりとしますのでお知らせします。
期日までの交付申請（事業によっては請求）がない場合は、助成ができませんのでご注意下さい。

1. 環境対応車導入促進助成事業

- ・CNG、ハイブリット車

交付申請期限：令和7年12月19日(金)

実績報告期限：令和8年2月20日(金)

2. 安全装置等導入助成事業

交付申請期限：令和7年12月19日(金)

実績報告期限：令和8年2月20日(金)

3. ドライブレコーダー導入助成事業

交付申請期限：令和7年12月19日(金)

実績報告期限：令和8年2月20日(金)

4. アイドリングストップ支援機器導入助成事業

交付申請期限：令和7年12月19日(金)

実績報告期限：令和8年2月20日(金)

5. アルコール検知器導入助成事業

交付申請期限：令和7年12月19日(金)

実績報告期限：令和8年2月20日(金)

6. グリーン経営認証促進助成事業

交付申請期限：令和7年12月19日(金)

実績報告期限：令和8年2月20日(金)

7. 信用保証料助成事業

交付申請期限：令和8年2月20日(金)

8. 免許等取得促進助成事業

交付申請期限：令和8年1月30日(金)

実績報告期限：令和8年2月20日(金)

9. SASスクリーニング検査助成事業

交付申請期限：令和7年12月19日(金)

実績報告期限：令和8年2月20日(金)

10. 健康診断受診促進助成事業

交付申請期限：令和8年2月20日(金)

11. 血圧計導入促進助成事業

交付申請期限：令和7年12月19日(金)

実績報告期限：令和8年2月20日(金)

12. 中小企業大学校講座受講促進助成事業

交付申請期限：令和7年12月19日(金)

実績報告期限：令和8年2月20日(金)

実績報告書の提出期限（導入、装着から支払いまで完了）は、

令和8年2月20日まで!!

令和7年度助成事業について

1. 主な留意点

- ①全助成事業で事前申請とっています。(健康診断受診促進助成事業を除く)
＜申請の流れ＞ 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③申請期間：7/1(火)～12/19(金) ※免許等取得促進助成事業は1/30(金)まで
実績報告期限：2/20(金) ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は3/19(木)まで
3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

申請もれはありませんか？事前申請締切りは12月19日(金)です！！
※免許等取得促進助成事業のみ、令和8年1月30日(金)までとなります。

2. 助成事業一覧

助成事業		概要
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の1/2 (上限5千円／台) 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2 (上限1万円／台)
安全装置等	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方衝突監視警報装置 ③アルコールインターロック ④I T点呼に使用するアルコール検知器 ⑤トルクレンチ ⑥自動点呼機器
	助成金額	①③④：機器価格(税抜)の1/2(上限2万円／台) ②機器価格(税抜)の1/2(上限10万円) ⑤取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑥導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む)(上限10万円)
	その他条件等	*②は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 *②をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものに限る。 *④は、I T点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。 *⑤は、600N·m以上の締め付け能力を有するもの1事業所1台 ⑥は、1事業者1台ただしGマーク取得事業者は2台
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20
	対象機器・装置	全ての機器が対象 *協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の1/2 (上限2万円／台)
	その他条件等	* Gマーク事業所におけるI T点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 * 来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。
	申請期間	申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20
	助成金額	1台あたり装置の取得価格の2分の1 (上限5万円／台)
S A S スクリーニング 検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20
	助成金額	第1次検査および第2次検査の合計費用の半額 (上限2,500円／人)
安全運転研修 (ドライバー等 安全教育訓練 促進)	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育(研修)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費(宿泊費等含)の全額又は一部及び交通費(離島地区外5千円、離島地区1万円) ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修(1泊2日)：55,440円(受講料の全額) + 交通費 ②一般・初任ドライバー研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割) + 交通費 ⇒全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割) + 交通費 ⇒全ト協特別研修 *受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 *②③について、Gマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成(77,000円)
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
	対象	特別指導教育(初任)の対象者
初任運転者 特別指導講習会	助成金額	研修費の全額 年10回
	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	60才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
高齢運転者 安全運転研修	助成金額	研修費の全額 *適齢診断を受診することが出来ます。 *講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで

助成事業		概要
健康診断受診促進	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 8.2.20 ※令和 7 年 4 月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の 1.2 倍まで
	助成金額	運転者 1 名につき 1,500 円
安全性評価事業認定促進	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成（交付）します。
	申請期間	申請期間：認定公表から 2 週間以内
運転記録証明書取得促進	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19
	助成上限	当該事業所（県内営業所）に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者
	助成金額	運転者 1 名につき 670 円=（※令和 7 年 10 月 1 日より、運転者 1 名につき 800 円）
適性診断（特定）	事業内容	適性診断（特定）の受診料の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19
	対象診断	①初任診断 ②適齢診断
	助成金額	3,800 円 *助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器（一般）	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成上限	1 台まで
	助成金額	指定機器 1 台につき 20 万円
環境対応車	実施主体	①CNG トラック ②ハイブリッドトラック：協調（県ト協、国、全ト協）
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間（県ト協）	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象	①CNG トラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 *令和 6.4.1～令和 7.2.21 までに導入（支払）が完了するもの
	助成上限	1 事業者 1 台まで
	助成金額	①CNG トラック ②ハイブリッドトラック ※お問合せ下さい。
アイドリングストップ支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象機器・装置	①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット：5,000 円 （全額：県ト協） ②エアヒータ：機器価格の 1/2 * 上限 6 万円 （全額：全ト協） ③車載バッテリー式冷房装置：機器価格の 1/2 * 上限 6 万円 （全額：全ト協）
グリーン経営認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	新規 7 万円、更新 5 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	保証料の 1/2 （県ト協：1/4 全ト協：1/4）※一年度一事業者あたり上限 20 万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 8.1.30 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	準中型新規：4 万円、準中型限定解除：2 万 5 千円、特例教習：受講費用(税抜)の 1/3(上限 10 万円)、 大型・中型・けん引：取得費用(税抜)の 1/2(上限：大型 15 万円、中型・けん引 10 万円) フォークリフト：31 時間・35 時間講習 1 万円、11 時間・15 時間講習 5 千円
	その他条件等	協会指定研修の受講（特例教習、フォークリフトを除く）
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	受講料の 2/3 （県ト協 1/3 ・全ト協 1/3 ）
働きやすい職場認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	新規 3 万円、継続 2 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習（一般）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者 1 名につき 3,200 円

適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和7年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申し込みについては直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意下さい。

◆適性診断（初任・適齢） *開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月, 3月を除く）
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

◆初任運転者向け

・初任運転者特別指導講習会 *開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆高齢運転者向け

・高齢運転者安全運転研修 *開催予定表 C

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

◆一般運転者向け

・安全運転研修（一般運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆添乗指導者向け

・添乗（同乗指導者研修） *開催予定表 E

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年1回開催予定）
- ③備考：運転者と同乗し、市街地走行などの運転行動を観察し指導ができる添乗者（同乗）育成のための研修

※おんが自動車学校で開催する研修（開催予定表D）では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

		診断・講習種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催 （新西海）	A	適性診断（初任・適齢）	15・16	21	9・10	15	26・27	17	6・7	18	16・17	14
	B	初任運転者特別指導講習会	17~18	22~23	11~12	16~17	28~29	18~19	8~9	19~20	18~19	15~16
	C	高齢運転者安全運転研修						10				
福岡開催 （おんが）	D	一般・初任貨物運転者研修		24~25 14~15	7~8	5~6		6~7	11~12	8~9		17~18
	E	添乗（同乗）指導者研修						27~28				
	全ト協	一般・初任運転者研修	12~14		21~23					15~17		
		添乗・指導管理者研修		17~19		19~21						
		一般・事故再発防止研修						18~20				

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】 長崎県トラック協会（担当：岩崎・川浪）：TEL 095-838-2281／FAX 095-839-8508

新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136／FAX 0959-27-1778

おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359／FAX 093-293-2427



申込書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受付済印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)
事業所名(営業所名)

〒

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL) *(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名 生年月日(年齢)	適性診断 (診断種類に□ 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
1	昭和・平成 年 月 日(歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日)	□受講する (月 日～月 日)	月 日
		<input type="checkbox"/> 受診しない	□受講しない	時 分開始
2	昭和・平成 年 月 日(歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日)	□受講する (月 日～月 日)	月 日
		<input type="checkbox"/> 受診しない	□受講しない	時 分開始
3	昭和・平成 年 月 日(歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日)	□受講する (月 日～月 日)	月 日
		<input type="checkbox"/> 受診しない	□受講しない	時 分開始

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)

所在地:長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。

※開始時間10分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約2時間)

○持参品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

○受付時間 8:30～9:00

○講習時間 9:00～17:30

○持参品 筆記用具、ヘルメット及び手袋(2日目のみ必要)

○その他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。

・申込期限は、開催日2日前(ただし、定員になり次第締め切りとなります)

★ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申込先

**新西海自動車学校**

※実施場所ではありませんのでお間違いないようお願いします

西海市西彼町上岳郷1238-3
TEL 0959-27-0136**FAX送信先 0959-27-1778**

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会会長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に○印を付けてください。）

No.	研修内容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2日（13時間）	
2	初任運転者研修 2日（15時間）	
3	添乗（同乗）指導者研修 2日（13時間） ※初任運転者に対する特別な指導の実技 20時間以上の市街地走行などの運転行動を観察し、助言 指導ができるための研修	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記1の 研修No. を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢	生年月日	採用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男女	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領：要・不要
	男女	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領：要・不要

※交通費助成申請 □離島地区外：5千円 □離島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）：1万円

【注意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料（55,440円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）FAX 093-293-2427

※初任診断で指導要領（管理者用）がご必要な場合は別途、発行料金（200円）をいただきます。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

「自分は大丈夫だろう。」それは私が、社内教育で指導官から聞いた時に思った感想だ。「後退時の事故の一一番の要因は、安全不確認である。」「必ず降車し、周囲の安全を確認してから後退を行う事。」と習った時でした。

私は、今、もしその時に戻れるなら当時の自分に対し、「当事者意識を持て」と言いたい。

令和六年の二月十七日の午後、私は大型トラックで後突事故を起こしました。通常の大坂へのルートで、冷凍冷蔵庫施設へ荷物の集荷の為に向かいました。この施設には今まで幾度となく訪れている集荷場所で、特に事故を起こすとは思っていませんでした。

受付を済まし、施設の近くで荷待ち待機していました。少し疲れていたせいか、待機中に車内でウトウトしていました。

携帯電話に連絡があり、施設事務所横の1番バースへ接車する様に指示が有りました。

1番バースは、他のバスに比べて少し幅が狭く、また今回は左隣へ大型トレーラーが先に接車していました。しかし、私はいつも接車している施設だから、という何の根拠もない自信と、今まで大きな事故や後突事故を起こしていないプライドから、いつも通りに後部の観音扉を開けて、少し眠気が残る中、左側のトレーラーを気にしながら左ミラーで大型トレーラーを確認し後退しました。

その結果、自車の右後部が施設の壁に後突してしまいました。後突させた瞬間、トラックがぐらつく感覚と鈍い音が今でも私の頭の中に残っています。

私は直ぐにブレーキを踏み、トラックを止め、エンジンを切り現場を確認しました。そこには、自分の愛車が損傷している姿と施設の壁に傷ができる何とも言えない状況がありました。

施設を破損させてしまった事実と、まずは誰に?どこに?何を連絡したらいいのか?、という動揺と、仲間や会社に迷惑をかけるという申し訳なさと同時に、愛車が損傷してしまった悲しさ、「まさか自分が!」など、沢山の感情が、うごめき心臓が早鐘を打つ中、会社の管理者へ連絡を取り、事故の報告をしました。

と言うと管理者も「えっ本当に?」と言う返

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和6年度事故防止対策体験記優秀賞入選作品)

事が有り、詳細を伝えて、管理者から指示された通り最寄りの警察に連絡し、施設の方とも損傷についての話をしました。

幸いにも施設の中にいた人や周りに人も居なく、人身事故とならなかった為、大きなトラブルにはなりませんでしたが、トラックの修理と施設の修理が必要となりました。

この経験を通じて、私は運転中や、後退時の安全確認に対する注意力や確認の重要性を再認識しました。経験があるから?慣れている場所だから大丈夫?と言う、何の根拠もない自信が冒頭に述べた「自分は大丈夫だろう。」につながっていたことを実感し、社内教育が、何のためにあるのかを、今やっと理解することが出来ました。

今回の事故を教訓に、今後は「当事者意識」をしっかりと持ち、更に慎重な運転を心掛けていきたいと思います。

事故後、私の意識の中で変わった事があります。ただの自己満足の「プライド」ではなく、安全運転に裏付けられたプロドライバーとしての「誇り」だという事です。私たちの仕事は公道を使わせてもらっています。そこで事故を起こすと多くの方々に迷惑をお掛けてしまいます。また大切な荷物も届かなくなります。

だからこそ、徹底した安全運転を心掛け、求められている所へ、しっかり荷物をお届けし、社会を支えていくという意識が事故の後から改めて強く芽生えました。

今回の事故から多くの事を学びました。どれだけ経験を積んでも、不意のミスが事故につながる可能性がある事を痛感しました。

これを機に、一層、物流の安全に対する意識を高め、また周りの手本になれるような根拠の無い「プライド」は捨て、安全運転に「誇り」を持って、本当のプロドライバーになりたいと思います。そして本当のプロドライバーとは何かということをしっかりと伝えていける存在になりたいと思います。

この体験記が、誰かの何の根拠も無い過信した意識を変える手助けの一つになればと願っています。

ドライバーベスト

後退事故

(岡山) 岡山スイキュウ(株)

角田 浩詞





陸運業の安全衛生管理実務担当者研修の開催状況について

陸災防長崎県支部では、令和7年10月29日(水)長崎県トラック研修会館において標記研修を開催し、15名が参加しました。

労働者10人以上50人未満の事業場においては、労働安全衛生に関する法令に基づき、安全衛生推進者を選任することが義務となっています。本研修では陸運業において安全衛生推進者に選任されている方だけではなく、安全衛生管理を担う方や今後担当予定の方を対象に、安全衛生管理に関する知識、手法等を陸災防本部の田畠裕司安全管理士・衛生管理士が解説しました。

安全衛生推進者のレベルアップを図り、職場の安全衛生水準の向上をめざす良いきっかけとなりました。



田畠安全管理士・衛生管理士



※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラ九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28

電話: 095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

○フォークリフト運転業務従事者安全教育	→	すべて陸災防福岡県支部で行われています
○作業指揮者講習		陸災防福岡県支部
○積卸し作業指揮者に対する安全教育	<p>092-431-1604 http://www.rikusaibou-fukuoka.com/</p>	
まずは、各機関にお問い合わせください		

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていません(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

12月から1月まで 年末・年始労働災害防止強調運動を実施します

陸災防では、12月1日から翌年1月31において年末・年始労働災害防止強調運動を実施し、労働災害防止対策への取組を一層進めてまいります。また、改正労働安全衛生規則の定着への取組を推進してまいります。

会員事業場の皆様におかれましても、本運動に呼応され労働災害防止活動に積極的にお取り組みいただくようお願いいたします。

令和7年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動 実施要綱

1 趣旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」(令和5年度～令和9年度)に基づき、

① 死亡災害件数については、本計画期間中に前計画期間中の死亡災害件数から5%以上の減少を目指す。(令和7年は、86人以下。)

② 荷役労働災害の大幅な減少を目指す。
特に、墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間(2018年度から2022年度)中の死傷災害件数から5%以上の減少を目指す。(令和7年は、4,141人以下。)

③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、安全衛生推進者のレベルアップのための能力向上教育を充実する。

とした目標を設定している。本年度は当計画の中間年度として、一層積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和7年の労働災害発生状況(1～8月速報値)は、死者数が49人(前年同期比-18人、-26.9%)と大幅に減少している。

死傷者数も9,049人(前年同期-611人、-6.3%)と減少しているものの、型別では「墜落・転落」による災害が依然として多発しているほか、「転倒」による災害も増加傾向にあり、これらの災害について、より一層強力に取り組む必要がある。

なお、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、改善基準告示の周知など、これを予防するための取組を一層推進する必要がある。

また、腰痛災害についても、本年は減少傾向にあるものの、陸運業の業務の特性から引き続き対策を継続する必要がある。

このような陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たり、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、安全衛生推進者の選任など職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年12月1日(月)から令和8年1月31日(土)までの2か月間を、令和7年度年末・年始労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性についてさらに認識を深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和7年12月1日(月)から令和8年1月31日(土)まで

3 スローガン

「適度なストレッチを習慣に みんなで取り組む腰痛予防」

(令和7年度安全衛生標語 健康部門優秀作品)

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 實施者

会員事業場

7 取組の重点

- 荷役作業時の墜落・転落災害の減少を図るため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(以下「荷役ガイドライン」という。)に基づき、全国各都道府県における荷主等と陸運事業者との連携強化・協力促進協議会の開催、ト

陸運と安全衛生 No.683

ラック荷台等からの墜落・転落及び転倒に係る災害を対象とした荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止安全教育の実施など荷役労働災害防止対策を推進する。

- (2) 死亡災害の発生件数が最も多い交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、交通労働災害防止担当管理者教育を実施するとともに、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）の周知及び同ガイドラインを踏まえたセミナーを実施する。
- (3) 職場における安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図る取組として、安全衛生推進者を対象とした陸運業の安全管理実務担当者研修を実施し、会員事業場の安全衛生水準の向上を図る。
- (4) 特に冬季は、積雪や凍結による転倒災害が多発するため、厚生労働省及び労働災害防止団体等が主唱する「STOP!転倒災害プロジェクト」に掲げる事項を踏まえた取組を推進する。
- (5) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (6) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
 - ・交通事故、労働災害防止大会の開催
 - ・「職場の安全衛生自主点検表」（3頁に掲載）を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
 - ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとす

る安全衛生研修会、セミナーの実施

- ・陸運災防指導員会議等の開催

- (2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底

厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

- (3) 陸災防労働災害事例生成ツールの活用促進 「陸災防労働災害事例生成ツール」の活用促進を進めるとともに、登載事例の充実を図る。

- (4) 災害事例の活用

陸運業における交通及び荷役に関する災害事例を取りまとめ、陸災防ホームページに掲載する。

- (5) 行政との連携、広報等

- ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県 トラック協会等関係行政機関、団体等に対し、本運動の実施について協力依頼を行う。
- ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止に向けてその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（3頁に掲載）により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるよう、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

職場の安全衛生自主点検表

令和7年5月改訂

事業場名			従業員数	人
点検年月日	令和 年 月 日	点検者氏名		印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「災防規程」^①や厚生労働省が策定した「荷役ガイドライン」^②の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点 檢 項 目				
1 基本的な取組（リスクの低減）				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生方針の表明（1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない ・ 安全衛生目標の設定（同上） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない ・ 安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む。） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない ・ リスクアセスメントの実施（荷役作業関係） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない ・ 安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない 				
2 安全衛生管理体制				
労働者 10~49 人	労働者 50 人以上			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生推進者の選任 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総括安全衛生管理者の選任（100人以上） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・ 安全管理者の選任（選任時研修修了） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・ 衛生管理者の選任 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・ 産業医の選任 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・ 安全衛生推進者の巡視 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理者、衛生管理者の巡視 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・ 安全衛生委員会の開催（月1回以上） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない 				
3 安全衛生教育の実施状況				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇入れ時又は作業内容変更時の教育 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・ 特別教育（テールゲートリフター等） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・ 日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない ・ 能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・ 事故発生者に対する教育 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・ 腰痛予防のための管理者教育 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・ 腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし 				
4 健康管理				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇入れ時の健康診断 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・ 定期健康診断（年1回） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない ・ 深夜業従事者に対する健康診断（年2回） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・ 過重労働対策（時間外・休日労働時間数） <input type="checkbox"/> 月45時間 <input type="checkbox"/> 月45時間超~80時間 ※ 休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合における その超えた時間 <input type="checkbox"/> 以内 <input type="checkbox"/> 月80時間超~100時間 <input type="checkbox"/> 月100時間超 ・ 熱中症が疑われる時の連絡体制及び処置手順の作業関係者への周知 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない ・ 時間外・休日労働が1月当たり80時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし ・ ストレスチェックの導入（50人以上義務、50人未満努力義務） <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない ・ 高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし 				

^① 災防規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

^② 荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（次葉の△は、荷役ガイドラインで示されている項目です。）

陸運と安全衛生 No.683**5 荷役労働災害防止対策**

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- ・作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業） している していない 該当なし
- ・荷役災害防止の担当者の指名* している していない 該当なし
- ・車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 している していない 該当なし
- ・積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が 100kg 以上） している していない 該当なし
- ・荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施* している していない 該当なし
- ・荷役作業の危険予知訓練 している していない 該当なし
- ・荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置* している していない 該当なし

(2) 荷役災害防止の措置

- ・荷役作業の有無等について荷主等への事前確認（安全作業連絡書）* している していない 該当なし
- ・トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置* している していない 該当なし
- ・主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 している していない 該当なし
- ・荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策*
 - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー
 - エ テールゲートリフター オ ロールボックスパレット
- ・作業開始前点検（該当するものに○をつけてください。）
 - ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン
 - エ コンベヤー オ テールゲートリフター カ 器具・工具 キ その他
- ・定期自主検査（同上）
 - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他
- ・危険作業従事資格者の配置（同上）
 - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業
 - エ 玉掛け作業 オ その他
- ・保護帽（墜落時保護用） している していない 該当なし
- ・安全靴の使用 している していない 該当なし

6 交通労働災害防止対策

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

- ・交通労働災害防止を担当する者の選任（運行管理者・安全運転管理者等） している していない 該当なし
- ・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 している していない 該当なし

(2) 適正な労働時間

- ・時間外労働及び休日労働に関する協定 している していない 該当なし
(原則：1月 45 時間、1年 360 時間、特別条項 1 年 960 時間)
- ・拘束時間等（1ヶ月 28h 以内 □）（1日 13h 以内 □）（休息 1 日 9h 以上 □）（2 日 平均 1 日 運転 9h 以内 □）（連続運転 4h 以内 □）

(3) 走行管理等

- ・走行計画の作成及び指示 している していない 該当なし
- ・走行経路の決定 している していない 該当なし
- ・乗務記録に基づく適正な走行管理 している していない 該当なし
- ・点呼の実施 している していない 該当なし
- ・乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認 している していない 該当なし
- ・乗務前点呼での、乗務開始前、24 時間における拘束時間の合計が 13 時間を超える場合の睡眠状況の確認 している していない 該当なし

(4) 安全衛生教育、意識の高揚

- ・交通危険予知訓練 している していない 該当なし
- ・運転適性診断 している していない 該当なし
- ・意識の高揚（該当するものに○をつけてください。）
 - ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示
 - エ 表彰 オ その他



テールゲートリフターの災害対策を徹底しよう！

はじめに

陸運業における労働災害は、いまなお深刻な状況が続いている。

令和6年の死傷災害者数は 16,292人。過去15年間で約3,500人増加しており、前年より減少した年はわずか3回しかありません。令和6年も前年より 77人増加しており、まさに危機的な状況といえます。

このうち、昨年2月から特別教育の対象となったテールゲートリフター（以下「TGL」）という。）が関係する災害は全体の約4%に上ります。

今回は、TGLの使用中に発生した墜落災害事例を取り上げ、その原因と再発防止策を検証します。

1 墜落災害発生状況

被災者情報：トラックドライバー・男性・

47歳・経験6年

発生時期・場所：2月・午前3時頃・

配送先倉庫内

災害の程度：右足靭帯損傷（休業1か月）

災害発生状況

被災者は配送先で、TGLを使用して空のロールボックスパレットを降ろす作業に取りかかった。

1台目を降ろす作業中、キャスター停止の調子が悪く手間取ったが、なんとか作業を完了した。

続いて2台目の作業に取りかかるため昇降板を上昇させた際、キャスター停止の不具合を思い出した。足で強く停止をセットしようとしたところ、うまくセットできず、足を滑らせて地面に墜落し、右足靭帯を損傷した。

2 発生原因

- (1) キャスター停止の不調を把握しながらも、整備・交換を行わずに使用した。
- (2) 会社としてTGLの定期点検・整備体制が未整備であった。
- (3) 不具合対応に手間取り、焦りやイライラが蓄積していた。
- (4) 深夜作業による疲労・集中力の低下が影響した。

響した。

3 再発防止対策

- (1) TGLの定期点検・整備体制を構築し、使用前点検の徹底を図る。
- (2) TGLに限らず、不調な機材は使用しない方針を全社的に共有・水平展開する。
- (3) 上記内容を作業マニュアルへ追記し、教育を通じて全員に周知する。
- (4) 深夜作業の削減に向け、取引先とも協力して業務時間の見直しを検討する。

まとめ

TGLは、荷役作業時間を削減できることから使用頻度の高い機材です。

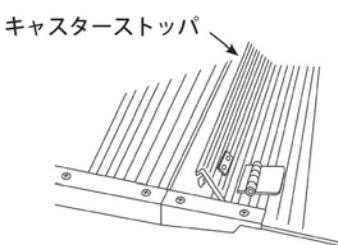
TGLに起因する労働災害は、災害統計によるとキャスター停止の不調による事故が全体の38%を占め、さらに被災状況では作業者の転倒・転落、飛び降りが25%と最も多く発生しています。今回の事例は、まさに「起こりやすい典型的災害」といえます。

TGLを起因とする災害は、13年前には全体の1%に過ぎませんでしたが、近年では4%に増加しています。これは、機材の普及拡大と比例しています。TGLは年間約3万台生産され、耐用年数を10年とすれば全国で約30万台が稼働しています。使用に関わる労働者は約60万人と推定されます。

こうした背景から、TGLが特別教育の対象となったのは当然の流れです。

今後は、災害事例を社内外に水平展開し、「特別教育を受けた者のみが操作する」という原則を徹底することが、同種災害の撲滅につながります。

ご安全に！



ストップに異常（損傷、スプリングのへたりなど）はありませんか？

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これから多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。



九ト交協の取扱商品

自動車共済 ~対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度~

最大70%の優良割引

デジタコ搭載車は2%割引（対人共済・対物共済）
掛金を一括で支払うことによる一括払割引

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両5台以上のご加入で一括契約割5%

契約台数に応じた多数契約割引!!

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます！！

自賠責共済 ~長崎県下11社の代理店~

損害保険 ~運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応~

九ト交協の充実の制度

事故防止活動 ~事故防止のことはおまかせください~

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当 ~支払いの実績により配当金があります~

組合の決算の結果、剰余金が得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。（配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。）



安心のロードサービス ~故障時の搬送費用も対象です~

ご契約車両（構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く）が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円（一部自己負担金あり）のレッカー搬送費用を負担いたします。



九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

〒850-0051
長崎県長崎市西坂町2-3 長崎駅前第一生命ビルディング6階
電話番号 095-808-0090 FAX番号 095-808-0127 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。

~自動車共済~ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

~主な補償内容~

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE 1

■事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができ助かりました。

CASE 2

■スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破しました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に入をしていないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

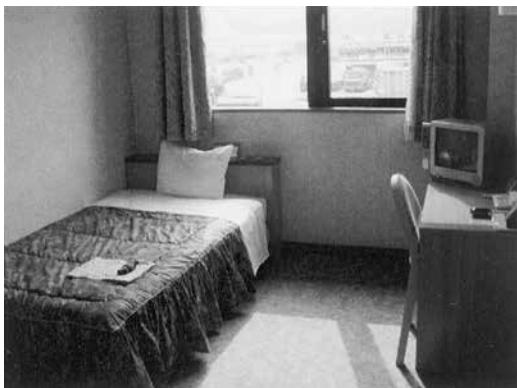
車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

 九州トラック交通共済協同組合

諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付



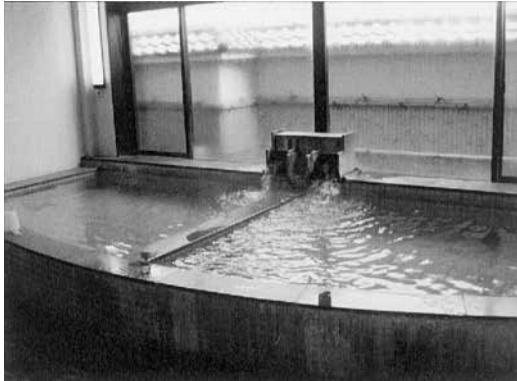
シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

・一般 8,000円（税込）
・諫早T S会員 6,000円（税込）「朝食付」
(入会金 500円)

・トラック協会会員 4,500円（税込）

チェックイン 15時（24時間受付）
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



料金 大人 520円（税込）「小学生以下無料」
ご利用時間 12時～22時まで（冬季10月～4月）
9時～22時まで（夏季5月～9月）

★シャワールーム（女性専用）

料金 100円で7分間
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



7時～20時30分までご利用できます
(オーダーストップ 20時)
※土・日曜日のみ14時30分 (オーダーストップ 14時)

主なメニュー

長崎ちゃんぽん……………930円（税込）
トルコライス……………1,400円（税込）
かつ丼……………1,030円（税込）
中華飯……………900円（税込）
トンカツ定食……………1,400円（税込）
カツカレー……………1,100円（税込）
各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室

女性用シャワー室・自動販売機コ-ナ-・コインランドリー（24時間営業）

駐車場

大型トラック（トレーラ含） …… 40台

中型トラック …… 5台

小型トラック・普通自動車 …… 29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

«申込先» (公社)長崎県トラック協会 (担当 本村) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

➡ ご希望の教材に○印をお願いします

※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題名	時間	メディア	貸出可能数
ドライバ教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ~トラックドライバーの心構えと心得~	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ~トラックの構造的特徴と安全運転~	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ~心と体と安全運転~	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ~危険予測運転の基本~	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ~省エネ運転のススメ~	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ~ヒヤリハット報告検討会の記録~	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ!事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか?高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ!飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1
		19	その時あなたにできること ~交通事故現場における応急救護処置~	20分	DVD	1
		20	目指せ!危険物輸送のスペシャリスト~移動タンク貯蔵所の安全対策~		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ~安全輸送は私が守る~		DVD	1
		28	一人でできる日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	ストップ!車輪脱落事故 ~タイヤ交換作業の手順と方法~		DVD	2
		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
健康管理		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう!ストレスチェック	15分	DVD	1
		36	引越の達人になろう		DVD	6
その他		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ~第42回全国トラックドライバーコンテスト~		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ~第43回全国トラックドライバーコンテスト~		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ~運転技能・整備点検編~	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまつたら		DVD	1
		42	走れ!風になって未来へ~そして若者はトラックドライバーになった~		DVD	1
		43	未来への道 ~トラックドライバーからのメッセージ~		DVD	1
		44	★いのちつながれ「生命のメッセージ展」	9分	DVD	1

事業者名	※貸出確認 本			※受付
担当者名	※返却日 /			
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認 本		

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

FAX:095-839-8508

注文日: 令和 年 月 日

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	※ チャート紙 ご希望品番に注文数を ご記入ください	KM26-120-2C L7-120 その他 ()	M24-120K L7-140	1個	880 (R7.4~)

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製のチャート紙へ移行いたします(仕様は同じ)

受領方法 協会にて受け取り(月 日 来協予定) 送付希望

事業者名			
担当者名 フリガナ		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	□に✓して下さい 〒 -	□会員名簿住所へ送付	□会員名簿以外の住所へ送付
請求書送付先	〒 -	* 上記送付先と異なる場合はご記入ください	

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。

"長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ"より

ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届

★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

(公社)長崎県トラック協会(担当:本村)

TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日	合計金額	入金日
		確認		

環境ラベルとは、商品やサービスがどのように環境負荷低減につながるかを教えてくれるマークのことです。とても参考になります。価格や品質だけでなく、リサイクルのやすさや環境のことを考えた商品やサービスを選んでみましょう。

■まずは「環境ラベル」を知ろう！

環境ラベルがついた商品はたくさんあります。身近でよく見るマークを3つ紹介します。

【エコマーク】

原材料の調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体で環境負荷が少ないと認められた製品・サービスの目印です。



12月の『CO₂の少ない製品・サービスを選ぶ！』 環境ラベルをチェック！

使う！

選ぼう！

知ろう！

買い物をする時は
環境ラベルのついた
商品・サービスを
選ぼう！

まずは環境ラベルを
調べてみよう！

■環境ラベルのついた商品・サービスを使おう！

買い物をするときは商品に環境ラベルがついているか確認しましょう。環境ラベルの種類はたくさんあるので、環境省のホームページで調べてください。
<https://www.env.go.jp/policy/hozon/green/ecolabel/seido.html>

環境ラベルのついた商品・サービスを使います。

ながさきデコ活 12月のテーマ

地球温暖化を防止し、脱炭素・資源循環型ライフケーストアへの転換を進めるため、今すぐ取り組める環境にやさしい行動「ながさきデコ活ゼロカーボンアクション12」12月のテーマは「CO₂の少ない製品・サービスを選ぶ！」です。ぜひ実践してみてくださいね。

12月の『CO₂の少ない製品・サービスを選ぶ！』 環境ラベルをチェック！

使う！

選ぼう！

知ろう！

買い物をする時は
環境ラベルのついた
商品・サービスを
選ぼう！

買い物をする時は
環境ラベルのついた
商品・サービスを
選ぼう！

まずは環境ラベルを
調べてみよう！

ながさき環境県民会議
長崎県地域環境課
TEL: 095-895-2512

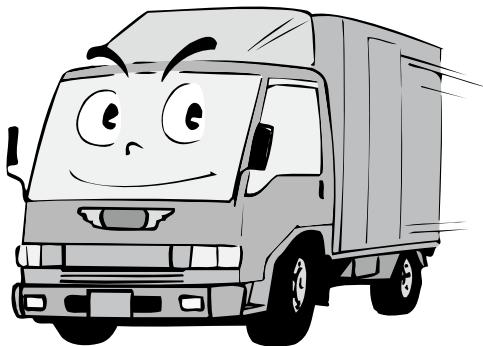
長崎県 ゼロカーボンアクション12



検索

デコ活
くらしの中のエコろがけ

ハンドルを 握る責任 安全確認



(近畿) 杜納運輸(株)

横井 亨

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和6年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発 行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印 刷 所 株式会社 昭 和 堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690

ISUZU

「高く」を実現、確実と楽観をひらく
もっと走れる
明日のために。

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
この理想を目指す、新時代が生まれました。
「高く」いう概念を軸のビジネスにおいて。
トラックに想定される様々なリスクを。
先進の技術やテクノロジーで半期に目標、実現し
より確かな安心を実現いたします。
どちらも、もっと走れる、いすゞなら、もっと走れる。
もっと走れる実績がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

■ 長崎支店 TEL: 095-839-7500
■ 佐世保支店 TEL: 0956-68-3141
■ 島原営業所 TEL: 0957-68-0600

いすゞ自動車九州株式会社

QUON人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.**UDトラックス株式会社**

長崎 カスタマーセンター／諫早市津久葉町99-47 TEL: 0957-25-2342

佐世保カスタマーセンター／佐世保市大塔町14-23 TEL: 0956-32-4147

<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>**UD TRUCKS****Going the Extra Mile**

人を思う、次の100年へ。

HINO

日野プロフィア(大型トラック)

日野レンジャー(中型トラック)

日野デュトロ(小型トラック)

九州日野自動車株式会社長崎支店 TEL: 0951-0133 長崎市矢上町53-1 TEL: 095-839-3122 FAX: 095-839-1637
佐世保支店 TEL: 0957-1161 佐世保市大塔町1979-24 TEL: 0956-31-1161 FAX: 0956-31-5568
島原支店 TEL: 0959-1415 島原市有明町大三東戸88-1 TEL: 0957-65-9101 FAX: 0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。

FUSOwww.mitsubishi-fuso.com**三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう**長崎支店／長崎市小瀬戸町809-33 TEL: 095-834-4661 島原支店／島原市前浜町乙62-1 TEL: 0957-62-6110
佐世保支店／佐世保市大塔町8-5 TEL: 0956-31-9311 諫早支店／諫早市小船越町571 TEL: 0957-23-5588